

大分市環境基本計画

(第三次)

～いつまでも人と自然が共生し 安心して暮らせるまち おおいた～



大分市

はじめに



本市は、海、山、川のすべてがそろい、豊かな自然に恵まれています。これらの先人から受け継いできたかけがえのない自然を大切に守り、共生し、将来の世代へと引き継いでいくため、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を図ることが喫緊の課題となっています。

本市においては、平成20年3月に改定した「大分市環境基本計画」に基づき、これまで各種環境施策を推進してまいりました。

こうした中、国際的な問題となっている地球温暖化に起因する気候変動がもたらす異常気象の増加をはじめ、様々な環境問題が顕在化するなど、環境行政を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、平成23年に起きた東日本大震災を契機に、エネルギーを取り巻く状況は急激に変化し、再生可能エネルギーの活用をはじめ速やかな対策が求められています。

このような情勢に対応するとともに、平成28年6月に策定した大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」などを踏まえ、本市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、このたび「大分市環境基本計画」を第三次計画として改定しました。

本計画では、望ましい環境像として『いつまでも人と自然が共生し 安心して暮らせるまち おおいた』を掲げ、その実現に向けて取り組むべき課題や施策などを盛り込んでいます。

今後は、本計画に基づき、市民、事業者の方々と連携しながら、環境像の実現に向けて取り組んでまいります。皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、今回の改定にあたり熱心にご審議をいただきました大分市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成29年3月

大分市長 佐藤 樹一郎

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の役割・位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象地域と環境の範囲	3
第5節 計画の主体と役割	4
第2章 大分市の現状	5
第1節 大分市の概況	5
第2節 環境の現状	10
第3節 市民・事業者の意識調査結果	23
第3章 大分市がめざす環境	30
第1節 基本理念と環境像	30
第2節 基本目標	32
第3節 計画の体系	34
第4章 各主体の取組	36
基本目標1 豊かな自然をはぐくみ生きものと共生できるまち（自然環境）	36
環境目標1－(1) 河川や森林など豊かな自然を守ります	36
環境目標1－(2) 生物多様性を確保し自然とのふれあいを進めます	39
基本目標2 水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち（快適環境）	41
環境目標2－(1) 水辺や緑と親しむ環境づくりを進めます	41
環境目標2－(2) 美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にします	43
基本目標3 水や空気がきれいで健康に暮らせるまち（生活環境）	45
環境目標3－(1) 良好な水・土壌環境を維持します	45
環境目標3－(2) 良好な大気環境を維持します	48
環境目標3－(3) 騒音・振動を防止します	50
基本目標4 限りある資源が大切に使われているまち（資源循環）	52
環境目標4－(1) ごみの減量化を進めます	52
環境目標4－(2) 資源のリサイクルを進めます	54
環境目標4－(3) ごみの適正な処理を進めます	56
基本目標5 低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち（地球環境）	58
環境目標5－(1) 地球環境への負荷を低減します	58
環境目標5－(2) エネルギーの有効活用を進めます	61
基本目標6 環境の保全に連携して取り組むまち（環境教育・連携）	63
環境目標6－(1) 環境教育・環境学習を進めます	63
環境目標6－(2) 市民・事業者・NPO等との連携を進めます	65

第5章 重点的な取組（リーディングプロジェクト）	67
リーディングプロジェクト① 生物多様性保全プロジェクト	68
リーディングプロジェクト② 低炭素なくらしプロジェクト	70
リーディングプロジェクト③ ひとを育てる環境教育プロジェクト	72
第6章 計画の推進に向けて	74
第1節 推進体制	74
第2節 進行管理	75
第7章 環境配慮指針	77
第1節 市の環境配慮指針	77
第2節 市民の環境配慮指針	81
第3節 事業者の環境配慮指針	83
第4節 公共事業や開発における環境配慮指針	85
資料編	88
1. 大分市環境審議会及び審議経過	88
2. 諮問・答申	90
3. 大分市環境基本条例	93
4. 目標設定に係る環境基準等	97
5. 環境基本計画（第二次）実施状況	100
6. 用語解説	102

文章中の ※ は、資料編「6. 用語解説」で説明する用語を表記しています。

第1章 環境基本計画の基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

本市では、2008（平成20）年3月に改定した「大分市環境基本計画」に基づき、望ましい環境像「心の豊かさをはぐくみ 環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」の実現に向け、各種環境施策を推進してきました。

前回の改定以降、国においては、2012（平成24）年に「第四次環境基本計画[※]」や「生物多様性国家戦略[※]2012-2020」を策定するなど、環境を取り巻く様々な進展がありました。

特に、「第四次環境基本計画」では、東北地方で甚大な被害をもたらした東日本大震災での教訓を受けて、「安全」に対する考えが新たに追加されました。具体的には、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会（めざすべき持続可能な社会）を実現するとしています。

本市においても、2013（平成25）年3月に「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[※]」を策定し、また、2014（平成26）年11月から家庭ごみの有料化制度を開始するなど、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。

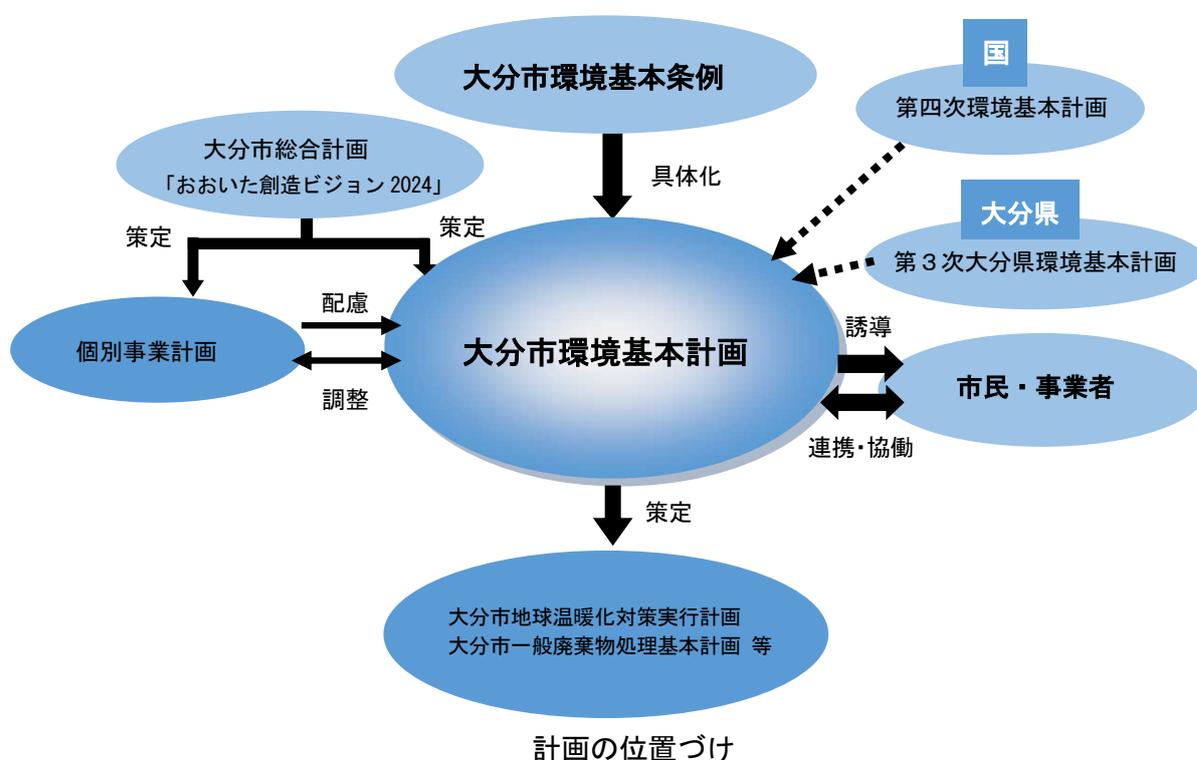
このような中、2017（平成29）年3月に第二次の環境基本計画期間が終了することから、2016（平成28）年6月に策定した大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」[※]を踏まえ、2017（平成29）年度以降の本市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進することを目的に、この度、環境基本計画を改定しました。

第2節 計画の役割・位置づけ

本計画は、大分市環境基本条例※第8条に基づき、市、市民、事業者をはじめ関係団体等、環境に関わるすべての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組んでいく環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画です。

そのため、市政運営の基本となる「大分市総合計画」の環境分野の施策との整合や、関連する他分野の個別事業計画との連携も図りながら、施策を推進していきます。

また、本計画では、望ましい環境像を掲げ、市民、事業者が取り組むべき環境に配慮した行動の取組を示し、その実現へと誘導を図ります。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度から2024（平成36）年度までとします。ただし、社会的情勢の変化に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

第4節 計画の対象地域と環境の範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。なお、対象地域を越えた対応が必要な場合は、「大分都市広域圏[※]」等の周辺自治体、県、国と連携して対応します。

本計画が対象とする環境の範囲は、次の「自然環境」「快適環境」「生活環境」「資源循環」「地球環境」及び「環境教育・連携」の6分野とします。

計画において対象とする環境の範囲

分野	対象
自然環境	河川、海、森林、農地、生きもの 等
快適環境	水辺空間、緑化、公園緑地、都市景観、歴史・文化 等
生活環境	水質、土壌、大気、騒音・振動 等
資源循環	廃棄物、水資源 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層 [※] 等
環境教育・連携	環境教育・環境学習、連携、環境保全活動 等

第5節 計画の主体と役割

本計画の主体は、市、市民、事業者とします。

望ましい環境像を実現していくために、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

■市の役割

市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努め、市民、事業者、NPO 等団体の環境保全活動に対しては多方面からの支援を行い、また、広域的な取組を必要とするものについては、「大分都市広域圏」等の周辺自治体、県、国との連携・協力体制の構築に努めます。

■市民の役割

市民は、日常生活が環境へ負荷を与えていることを認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加に努めます。

■事業者の役割

事業者は、事業活動が環境へ負荷を与えていることを認識し、公害の未然防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減など自主的な取組に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域の構成員として、地域における環境保全活動への貢献に努めます。

第2章 大分市の現状

第1節 大分市の概況

(1) 位置

本市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状地域の要にあり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接しています。

また市域は、東西 50.8 km、南北 24.4 km にわたり、市域面積は、502.39 km² (2016 (平成 28) 年 10 月 1 日現在) となっています。



大分市 位置図

(2) 沿革

本市の大分という地名の由来は、当地が豊後国風土記において広々とした美田、碩田 (おおきた) と名付けられ、後に「大分」と書かれるようになったことが始めともされています。

中世・戦国時代には、大友宗麟の下に隆盛を極め、いち早くキリスト教を受け入れ南蛮文化を開花させ、世界にも知られた全国有数の貿易都市「豊後府内」が形成されました。

明治に入ると、近隣の町村との合併が繰り返され、1911 (明治 44) 年 4 月には市制が施行されました。

昭和に入ると、太平洋戦争による大空襲、そして復興を経て、高度経済成長期の 1964 (昭和 39) 年には、新産業都市の指定を受けました。その後、鉄鋼、石油化学等、重化学工業を中心に発展を遂げ、近年では IT 関連企業が進出するなど様々な産業が集積しています。

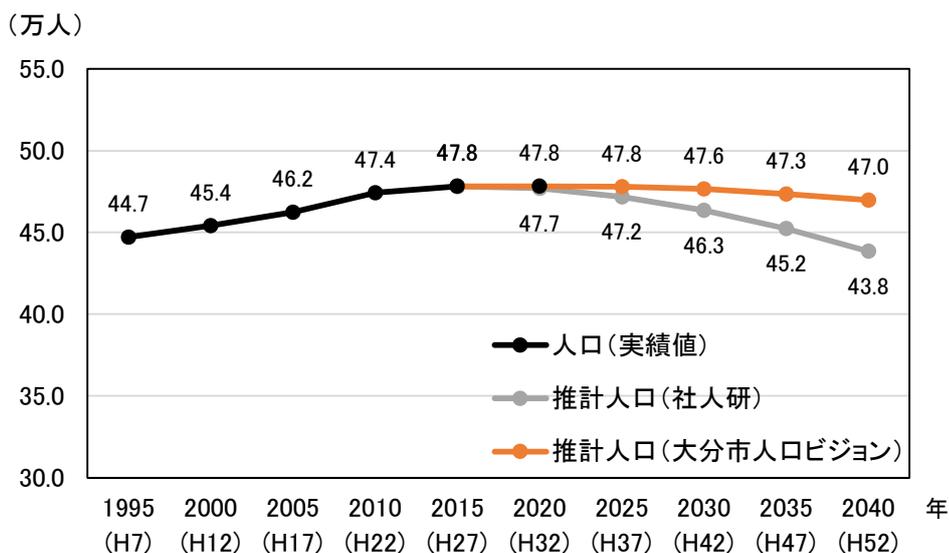
1997 (平成 9) 年 4 月には、中核市に指定され、2005 (平成 17) 年 1 月に旧佐賀関町、旧野津原町と合併し、現在の大分市が誕生しました。

(3)人口

本市の総人口は、2015（平成 27）年国勢調査によると 478,335 人となっています。1995（平成 7）年からの 20 年間の人口推移を見ると、増加傾向が続いています。

一方、2013（平成 25）年に国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表した推計によると、2015（平成 27）年をピークに、今後、人口は緩やかに減少に向かうことが予測されています。

なお、まち・ひと・しごと創生法^{*}に基づき、2016（平成 28）年 3 月に策定した「大分市人口ビジョン」では、出生率の増加や転入者を増やす対策などにより、2040（平成 52）年の人口を 47 万人に維持することとしています。

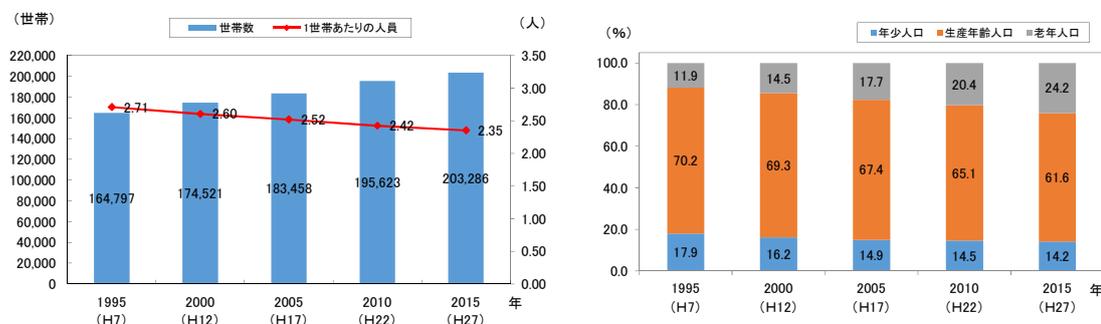


総人口と推計人口の推移

資料：大分市総合計画

人口が増加する中、世帯数も増え続けていますが、1 世帯あたりの人員は、1995（平成 7）年の 2.71 人から、2015（平成 27）年の 2.35 人と減少しています。

また、年齢別 3 区分人口構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口の比率が減少し、老年人口比率が増加していることから、少子高齢化が顕著となっています。



世帯数と 1 世帯あたりの人員の推移

資料：大分市総合計画

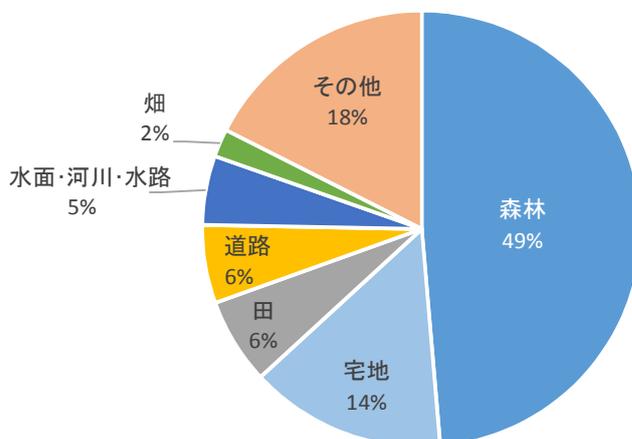
年齢別 3 区分人口構成比の推移

(年齢不詳人口構成比を除く)

資料：大分市総合計画

(4) 土地利用

本市における土地利用の状況は、森林がおよそ5割を占め、次いで宅地14%、田6%、道路6%、水面・河川・水路5%、畑2%などとなっています。旧大分市地区を中心として、都市的な土地利用への転換は進んでいるものの、周辺地区では自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれています。



土地利用の状況 (2014 (平成 26) 年 10 月 1 日現在)

2011 (平成 23) 年からの有租地面積*の推移をみると、宅地の中では住宅地面積が増加し、農地、山林、原野の面積がいずれも減少しています。

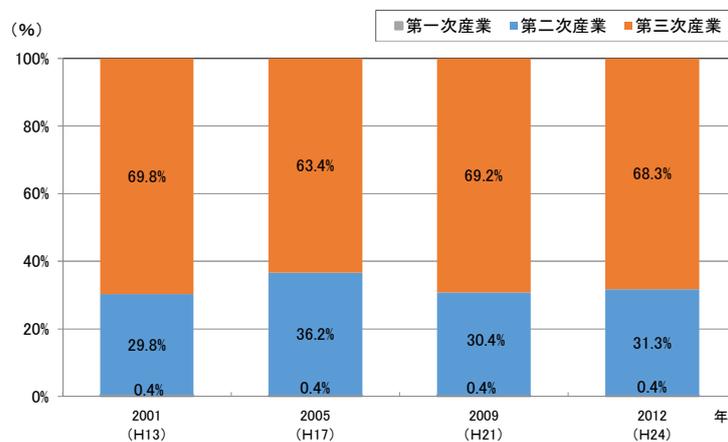
有租地面積の推移 (各年 1 月 1 日)

(単位：千㎡)

		2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
総面積		280,442	280,376	280,077	279,990	279,838
宅地	総数	65,998	66,088	66,253	66,507	66,854
	商業地	3,458	3,527	3,527	3,518	3,675
	工業地	17,294	17,285	17,238	17,250	17,326
	住宅地	37,404	37,404	37,611	37,885	38,014
	その他	7,842	7,872	7,877	7,854	7,839
農地	田	33,323	33,112	32,935	32,787	32,548
	畑	25,673	25,516	25,319	25,113	24,881
山林		116,711	116,577	116,571	116,571	116,565
原野		21,533	21,707	21,455	21,376	21,226
池沼		117	117	117	116	116
雑種		17,063	17,244	17,412	17,504	17,631
その他		24	15	15	16	17

(5) 産業

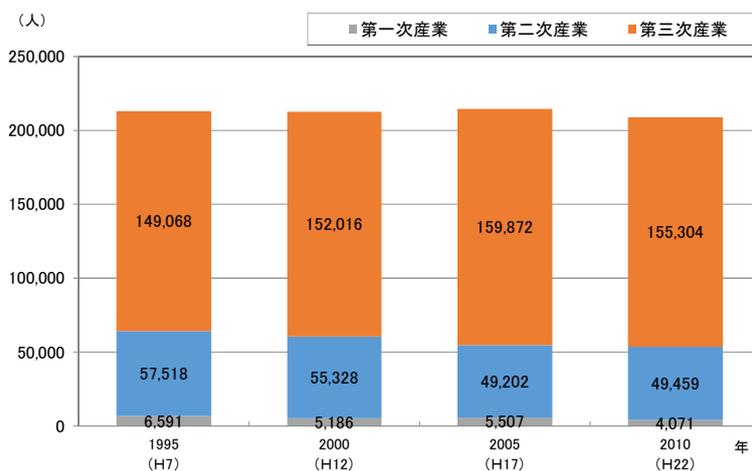
本市は、新産業都市の指定を受けて以降、大規模な工場やコンビナートが立地する都市として発展を遂げてきました。鉄鋼、石油、化学、電子工業等の様々な産業が集積し、旺盛な生産活動が行われています。2012（平成 24）年の産業別総生産をみると、第一次産業が 0.4%、第二次産業が 31.3%、第三次産業が 68.3%となっています。



産業別総生産

資料：大分市総合計画

1995（平成 7）年から 2010（平成 22）年までの産業別就業者数の推移をみると、第一次産業では 38.2%減少、第二次産業では 14.0%減少していますが、第三次産業では 4.2%増加しています。



産業別就業者数

資料：大分市総合計画

(6) 交通

本市は、日豊本線、豊肥本線、久大本線の鉄道三線や大分自動車道、東九州自動車道などの自動車専用道路が県内外から合流する要の地となっています。

また、豊後水道を經由して国内外に通じる海上交通の要衝でもあり、東九州における交流拠点としての役割を担っています。

第2節 環境の現状

(1) 自然環境

1) 地形

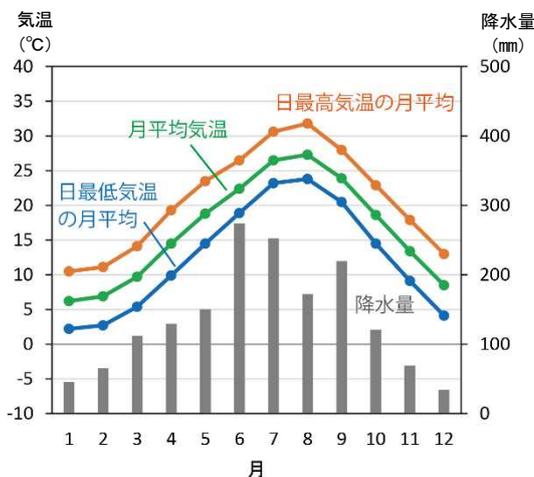
本市は、北部に別府湾を臨み、高崎山をはじめ、^{よろいがだけ} 鎧ヶ岳、^{もみのきやま} 縦木山等の山々に囲まれ、その山々の間を大分川と大野川の二大河川が南北に貫流し、別府湾に注いでいます。また、平地にかけての中間部には河岸段丘としての丘陵と台地を、下流にかけての市北部には広い沖積平野を形成しています。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸を形成しており、天然の良港となっています。

2) 気候

本市は、市域のほとんどが温暖少雨の気候区に区分されます。平均気温は約16℃、最も寒い1月の平均気温は約6℃、最も暑い8月の平均気温は約27℃です。また、年間降水量は約1,640mmで、九州の県庁所在地の中では福岡市に次いで少なくなっています。

また、大分県を4つの気候区に区分すると、大分市を含む県中部の「瀬戸内海Ⅱ型」は、年間降水量が比較的少なく、冬の天気が良く、瀬戸内海沿岸的な特徴が最も強い気候です。



平年各月の気温と降水量

出典：大分地方気象台観測データ



気候区分

出典：川西博、1994大分県の気象探訪

3) 水系

本市域内の一級河川は、由布岳に源を発する大分川と、祖母山と阿蘇外輪山に源を発する大野川の2水系42河川、二級河川は11水系20河川あります。また、市管理の河川は317河川あります。



水系図

4) 動植物

本市の西部に位置する高崎山や豊予海峡に浮かぶ高島は、瀬戸内海国立公園に指定されています。また、佐賀関半島とその周辺海岸は、日豊海岸国立公園に指定されています。

芹川ダム周辺や霊山は、県立公園や自然環境保全区域に指定されており、その他にも、市域には里地里山、河川、干潟等、多種多様な優れた自然環境が残されています。

植生については、佐賀関半島から大野川以東にかけてシイ群落が発達しており、暖温帯に特徴的な自然林植生が成立しています。大野川以西ではアラカシ群落が発達し、東西で異なる植生を示しています。

また、市内内陸部の丘陵帯や低山地帯の自然林植生の多くは開発され、スギ・ヒノキ林やコナラ・クヌギ林へ変化していますが、霊山寺等の社寺林には昔からの自然林が残っています。

本市中心部を流下する大分川・大野川を中心とする河川では、絶滅危惧種のスナヤツメ南方種・アカザの生息、タケノコカワニナの繁殖、小猫川等の小河川にもイドミミズハゼが生息し、また、大在干潟では絶滅危惧種の天然ハマグリ・ハクセンシオマネキやルイスハンミョウの生息が確認されています。

天然記念物の指定を受けた植物には、^{ゆすはら}柞原八幡宮のクス、^{ささむた}西寒多神社のヤマフジ、高島のピロウ等があります。また、動物の生息地としては、高崎山のサル生息地、ウミネコ営巣地、オオイタサンショウウオ生息地の3件があり、このうちオオイタサンショウウオについては、大分県が作成した「レッドデータブックおおいた2011※」の中で絶滅危惧Ⅱ類に選定されています。



高崎山のニホンザル



ウミネコ



オオイタサンショウウオ

(2) 快適環境

1) 水辺空間

本市には、大分川・大野川を中心とした多くの河川と別府湾・豊後水道に面した沿海部があり、豊かな水辺に恵まれています。大分川水系である七瀬川には「七瀬川自然公園」、大野川水系である乙津川には「乙津川水辺の楽校」など、市民が身近に河川と親しみ、学ぶことができる場所を整備しています。また、沿岸部では、各種イベントも開催できる田ノ浦ビーチや西大分ウォーターフロントなどをはじめとした親水空間を有しています。



豊後水道



西大分ウォーターフロント

2) 公園緑地

本市には、2016（平成28）年3月現在、都市公園が741箇所あります。都市公園などの整備面積は約700haとなっており、市民一人当たりの面積は14.7㎡となっています。これは、全国平均値10.2㎡を上回る状況です。

都市公園の整備状況（2016（平成28）年3月31日現在）

公園種別		箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	540	104.4
	近隣公園	23	42.3
	地区公園	4	20.6
	計	567	167.3
都市基幹公園	総合公園	7	67.5
	運動公園	3	29.0
	計	10	96.5
特殊公園		6	16.3
墓地・墓園		1	9.2
大規模基幹公園（広域公園）		2	167.8
緑地		154	242.3
広場公園		1	1.1
都市公園計		741	700.5

3) 歴史・文化

本市には、2016（平成28）年3月現在、国指定文化財が24件、県指定文化財が68件、市指定文化財が77件、国登録文化財が34件あり、その中には、柞原八幡宮等の有形文化財、大友氏遺跡や亀塚古墳等の史跡、鶴崎踊りや賀来神社うらとの神事など無形民俗文化財が含まれています。



柞原八幡宮（国指定重要文化財）



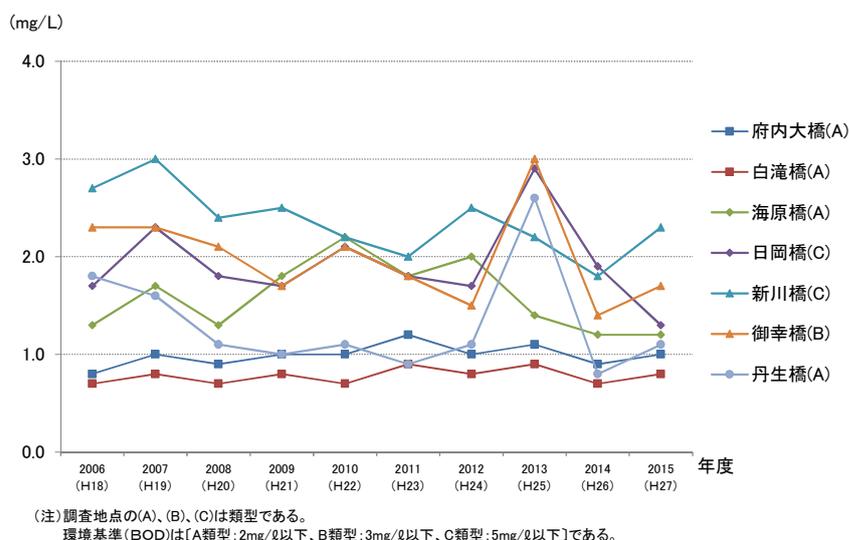
大友氏遺跡（国指定史跡）

(3) 生活環境

1) 水質

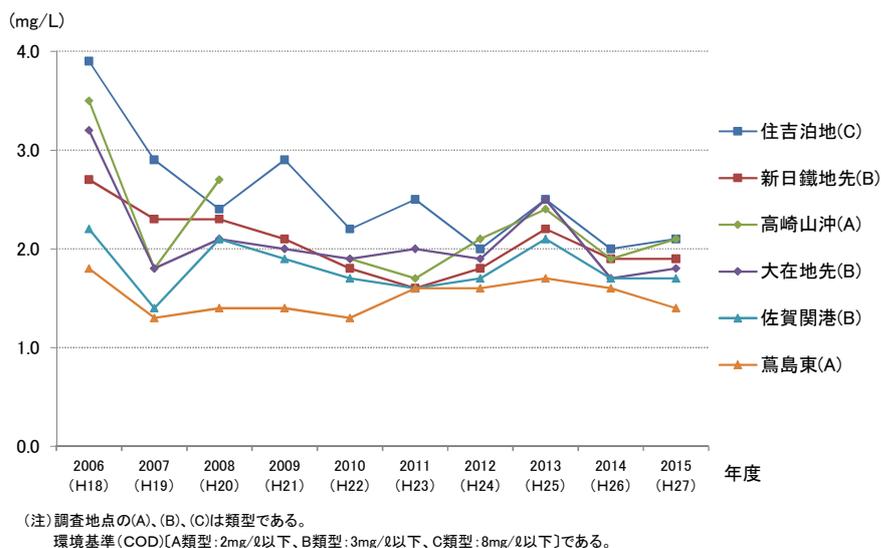
本市では、河川35地点、海域14地点で水質調査を実施しています。

過去10年間における河川水質の経年変化は、各河川ともばらつきがあるものの、概ね横ばい傾向です。環境基準※の達成状況について、河川の水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）※でみると、年度により、環境基準を超過した地点があるものの2015（平成27）年度は全ての地点で環境基準を達成しています。



河川の主な環境基準点における BOD の経年変化

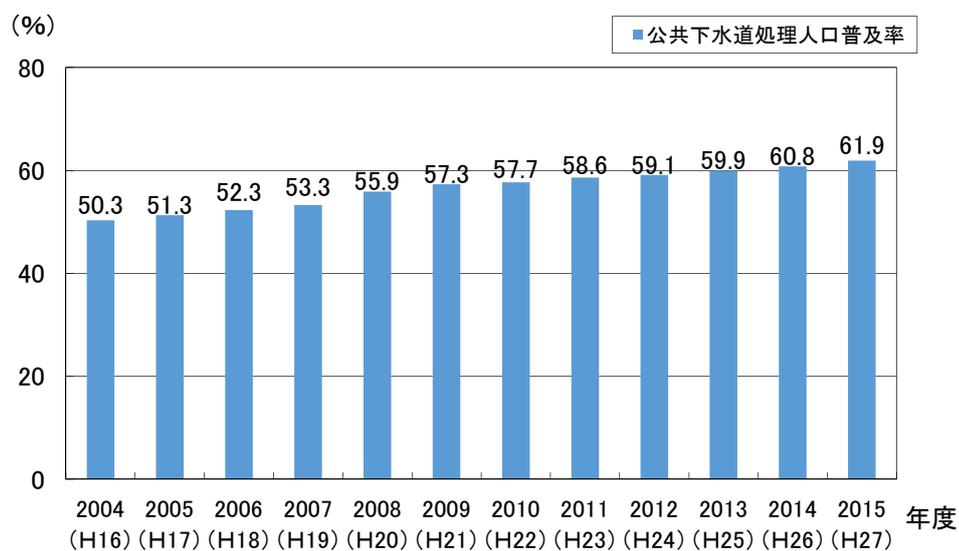
過去10年間における海域水質の経年変化は、概ね横ばい傾向です。環境基準の達成状況について、海域の水質汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）※でみると、年度により、環境基準を超過した地点があるものの2015（平成27）年度は高崎山沖を除き、全ての地点で環境基準を達成しています。



海域の主な環境基準点における COD の経年変化

2) 下水道

2015（平成27）年度における公共下水道の処理面積は、5,496.6ha、処理区域内人口は、295,828人となっています。また、処理人口普及率は、2004（平成16）年度の50.3%から、2015（平成27）年度には61.9%となっています。



公共下水道処理人口普及率

3) 土壌

2016（平成28）年3月現在における土壌汚染対策法[※]に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。

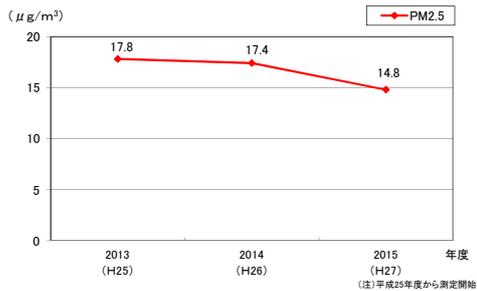
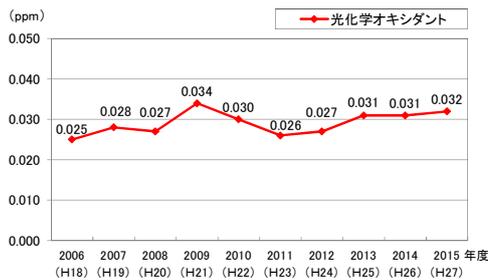
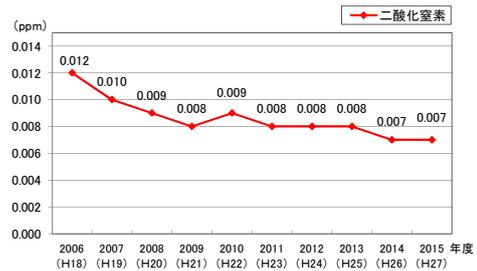
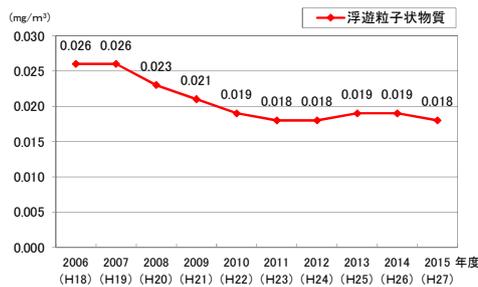
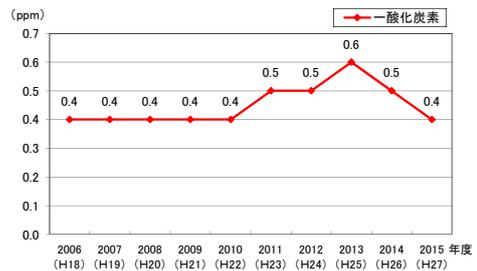
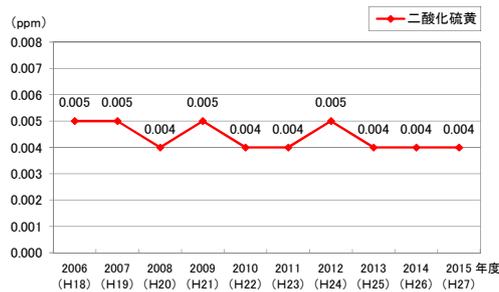
過去10年間における土壌ダイオキシン類[※]の調査については、85地点で実施し、全ての地点で環境基準を達成しています。

4) 大気

本市では、一般環境大気測定局※12地点で大気汚染物質を測定しています。

過去10年間における一般環境大気測定局の測定結果について、全局平均値経年変化は概ね横ばい傾向です。

2015（平成27）年度の環境基準達成状況については、二酸化硫黄※、一酸化炭素※、浮遊粒子状物質※、二酸化窒素※の4項目のいずれも長期的評価を達成しています。光化学オキシダント※は全測定局で、PM2.5※については一部の測定局でそれぞれ環境基準を超過しています。



一般環境大気測定局の全局平均値経年変化

5) 騒音

過去10年間における一般地域の環境騒音※については、概ね環境基準を達成しています。

また、過去10年間における自動車騒音については、概ね環境基準を達成しています。

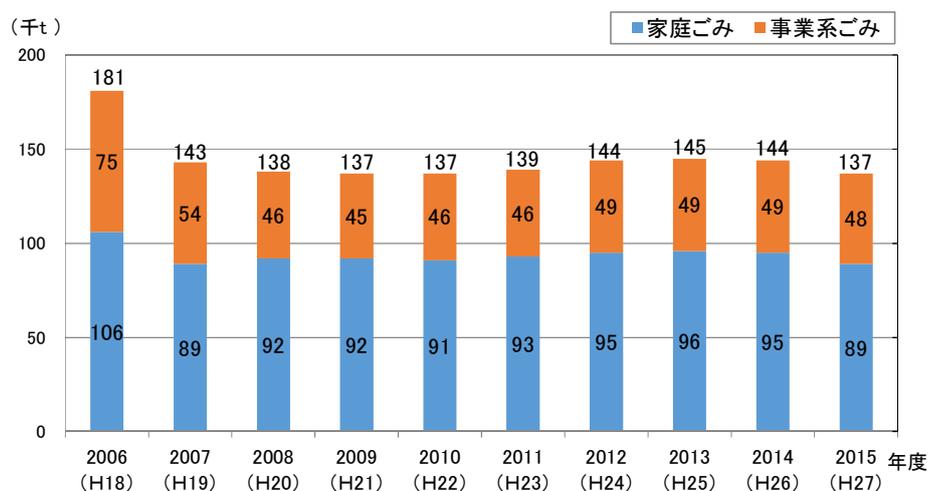
(4)資源循環

1) ごみの排出などの状況

2015（平成27）年度のごみの排出量は、家庭ごみが約89千tとなっています。また、市の処理施設に搬入した事業系ごみの可燃物と不燃物を合わせた量は、約48千tとなっています。

家庭ごみについては、2007（平成19）年度からの12分別収集の開始によって排出量が一旦減少しましたが、その後、2011（平成23）年度以降は増加に転じており、2014（平成26）年度に家庭ごみの有料化制度を導入し、その後は減少しています。

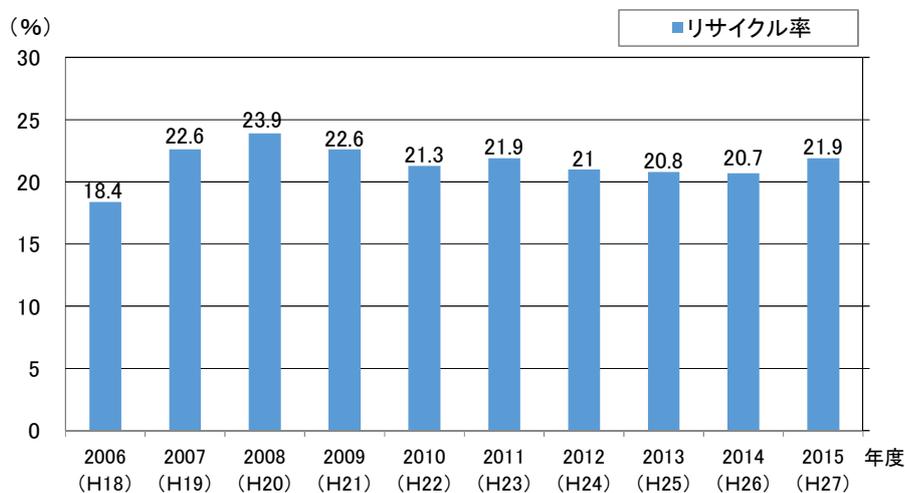
事業系ごみにおいては、2007（平成19）年度に産業廃棄物*の搬入禁止などを実施したことにより、搬入量が減少し、その後は、概ね横ばい傾向にあります。



ごみの排出量の推移

2) リサイクルの状況

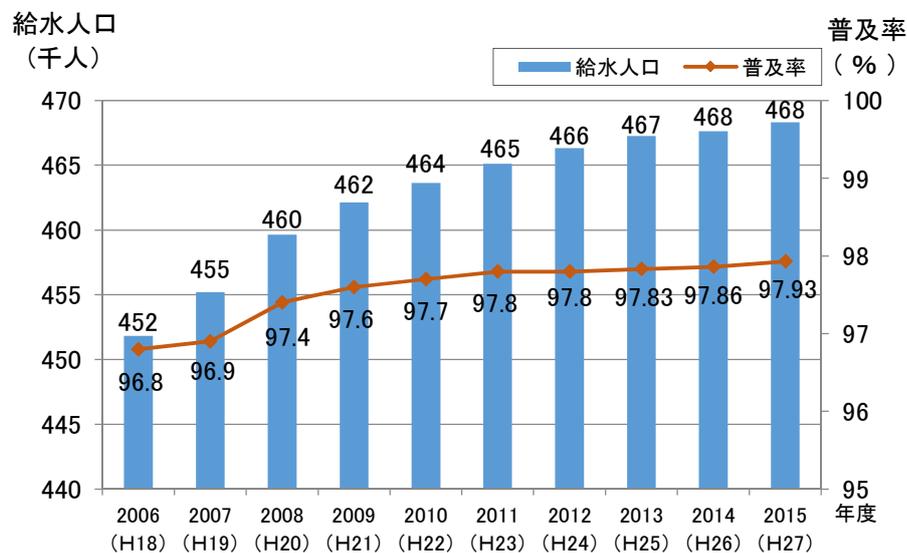
2015（平成27）年度のリサイクル率*は、21.9%となっています。資源物のリサイクル率は、12分別収集を開始した2007（平成19）年度から2008（平成20）年度にかけて増加し、その後は徐々に減少し、2014（平成26）年度に家庭ごみの有料化制度を導入した影響などにより、再度増加に転じています。



リサイクル率の推移

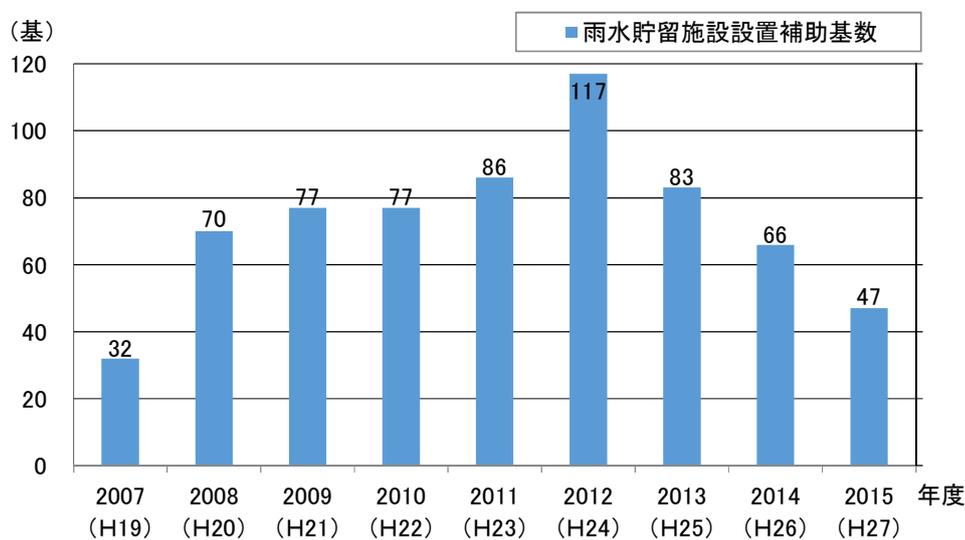
3) 水資源

2015(平成27)年度の給水人口は468,332人、対行政人口水道普及率は97.93%、年間給水量約4,996万t、一人一日平均給水量は291Lとなっています。



給水人口と対行政人口水道普及率の推移

また、都市の保水力を高め、水資源を有効活用する取組として、雨水貯留施設の設置に対する補助を実施しています。

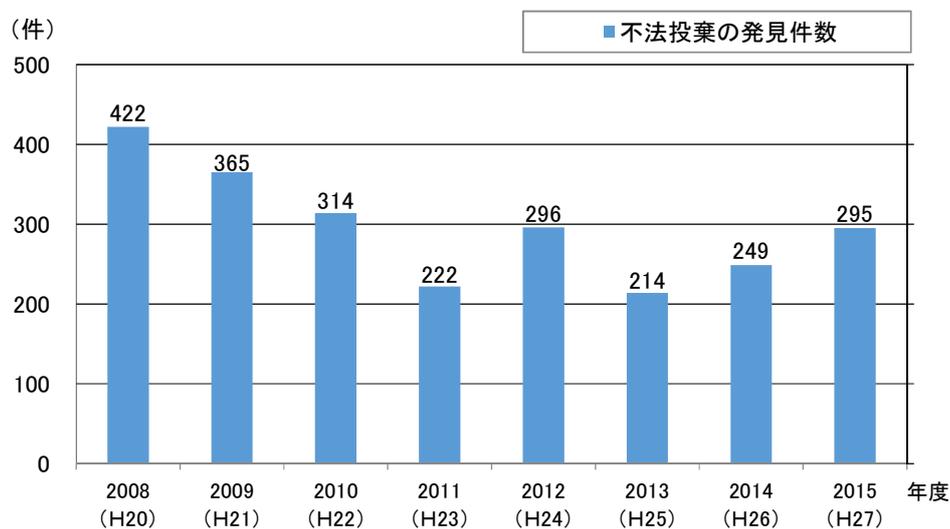


雨水貯留施設設置補助基数の推移

4) 不法投棄の発見状況

廃棄物の不法投棄の早期発見と未然防止のため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心にパトロールを実施しています。

2015（平成27）年度は、一般廃棄物※、産業廃棄物合わせて295件の不法投棄を発見しており、2008（平成20）年度と比較すると減少しています。

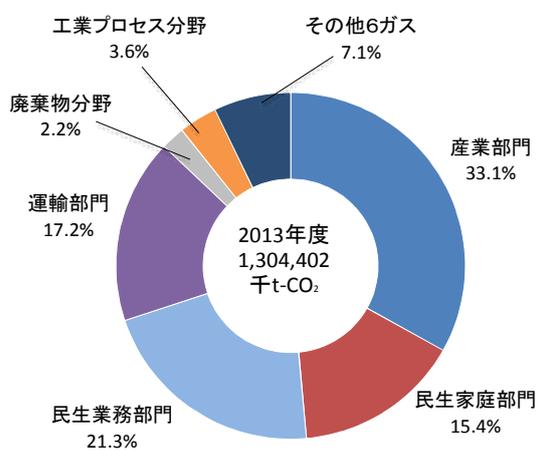


不法投棄発見件数の推移

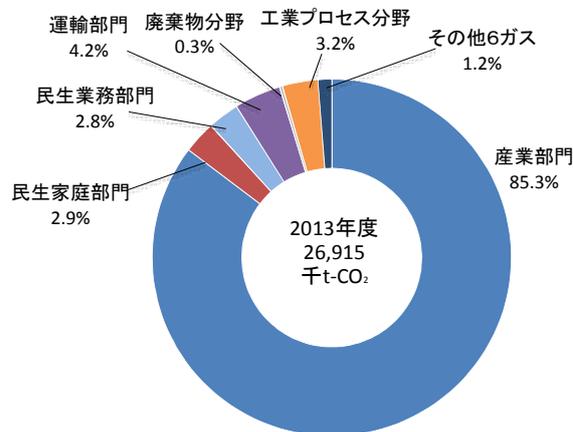
(5) 地球環境

1) 温室効果ガス※排出量

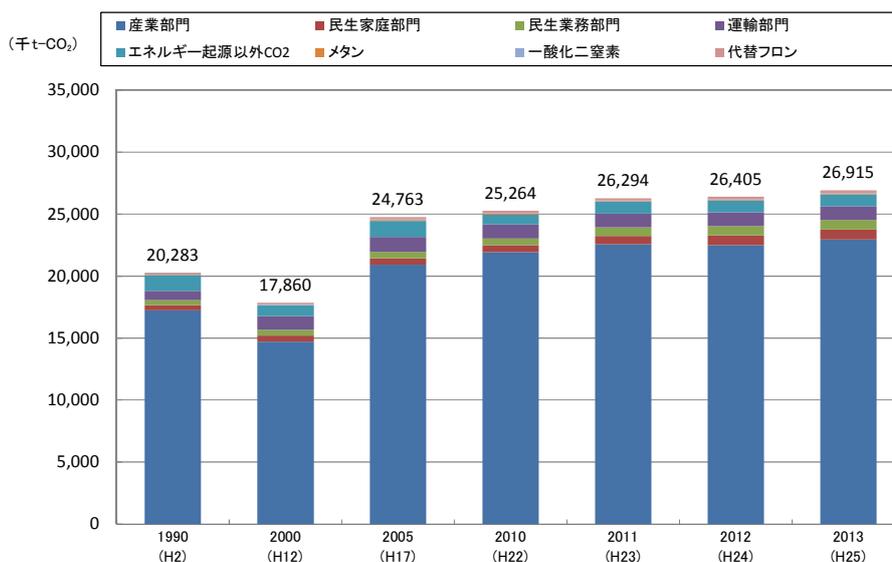
2013（平成25）年度の市域の温室効果ガス排出量は、26,915千t-CO₂となっています。部門別にみると、産業部門からの排出が8割以上を占め、全国比率の2倍以上となっています。



全国の温室効果ガス排出構成比



大分市の温室効果ガス排出構成比



大分市の温室効果ガス排出量

2) エネルギー

本市では、2012（平成24）年度より、住宅用太陽光発電設備の設置費用の補助、2014（平成26）年度には、家庭用燃料電池（エネファーム）※設置費用の補助を追加し、また、2016（平成28）年度には、蓄電池設置と公民館への太陽光発電設備設置の費用に対する補助を開始するなど、省エネルギー・再生可能エネルギー※設備の利用を促進し、温室効果ガス削減を図っています。

また、市や小・中学校の公共施設においても、太陽光発電の率先導入を進めており、2016（平成28）年3月現在で16施設に導入しています。

(6) 環境教育・連携

1) 環境教育・環境学習

本市では、環境展や大分エコライフプラザ[※]等で開催する各種イベントを通じて、市民の環境意識の高揚を図っています。

また、環境ポスター展やエコスクール[※]整備促進事業など、地域の学校教育の場を通じて、未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じられる取組を行っています。

その他にも、2008（平成20）年度より学校を通じて家庭での省エネ行動を促す「エコチャレンジ」を地球温暖化防止月間中に、2012（平成24）年度より学校や図書館等で環境関連図書の読み聞かせや紙芝居を行う「環境ブックの読み聞かせ運動」を環境月間中に実施しています。



環境展



環境ポスター展

2) 連携の体制づくり

本市では、市、市民、事業者が、それぞれの立場を超えて、互いに学び合いながら連携して、温室効果ガス削減に向けた取組を進めるために、平成19年に「地球温暖化対策おおいた市民会議[※]」を設置し、温室効果ガス削減に向けた実効性のある取組を展開しています。

また、市内を中心に環境保全活動を行う環境団体の活動推進を目的に、2012（平成24）年3月に「大分市環境保全活動団体登録制度[※]」を開始し、ホームページ等を利用した情報発信や環境展等の環境イベントへの出展協力など相互に連携を図ってきました。

他にも「きれいにしようえおおいた推進事業[※]」や「大分市ごみ拾いパートナー登録制度[※]」を実施し、ボランティアによる清掃活動を推進しています。

第3節 市民・事業者の意識調査結果

本計画の改定にあたり、市民・事業者の環境に対する意識を調査・分析し、今後の施策を推進するための基礎資料として活用するため、大分市の環境に関するアンケート調査を行いました。今回の調査では若い世代の意見も反映させることを目的に、紙でのアンケート調査のほか、WEBを用いたアンケート調査を行いました。

(1) アンケート調査の概要

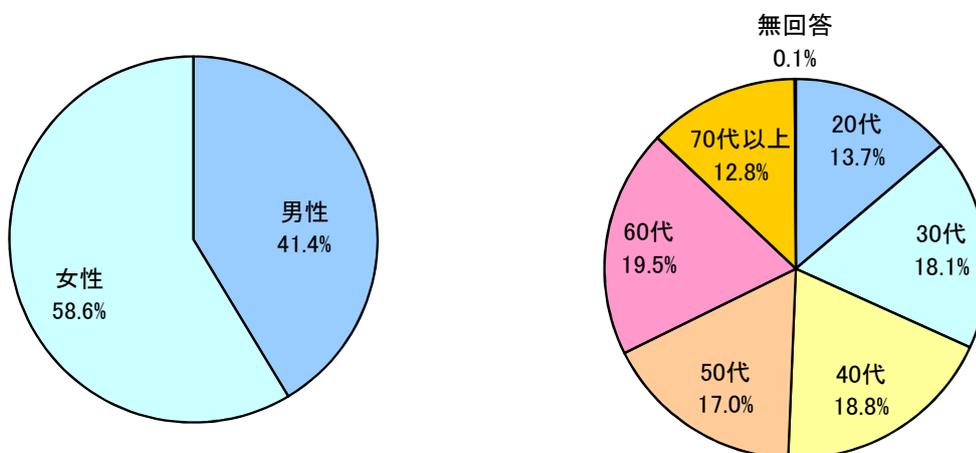
市民アンケート
対象：大分市内在住の20歳以上の方 実施期間：紙アンケート 2015年6月3日～6月19日 WEBアンケート 2015年6月28日 配布数：紙アンケート1,000人（無作為抽出）、WEBアンケート（目標）500人 回収数：紙アンケート 423人、WEBアンケート（回答）517人、合計940人
事業者アンケート
対象：大分市内に本店・支店等を有する事業者の中から、300社を抽出 実施期間：2015年6月3日～6月19日 配布数：紙アンケート300社 回収数：紙アンケート103社 [別途、臨海部の大規模事業者60社についても調査を実施（41社回答）]

(2) 市民アンケート調査の結果

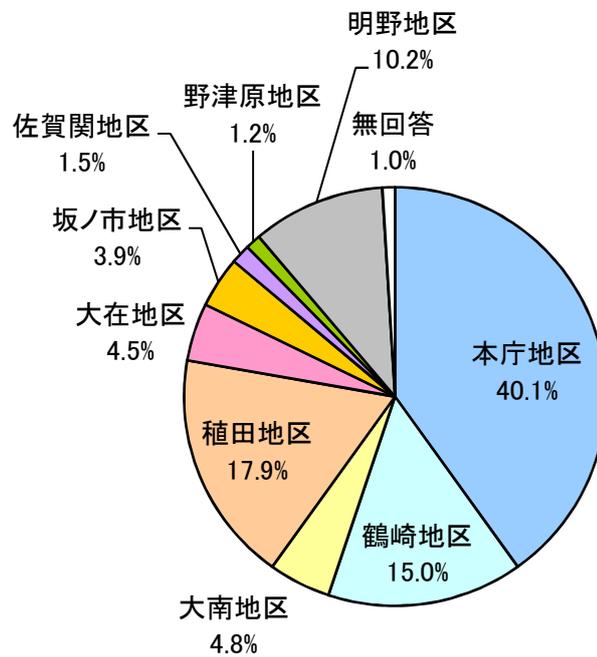
1) 回答者の属性

回答者の性別内訳は、「男性」が41.4%、「女性」が58.6%となっています。

回答者の年齢内訳は、「60代」が19.5%と最も多く、次いで「40代」が18.8%、「30代」が18.1%となっています。この内訳は、市の年齢別人口割合とほぼ同等です。（回答数：940）



回答者の居住地区については、「本庁地区」が40.1%と最も多く、次いで「穂田地区」が17.9%、「鶴崎地区」が15.0%となっています。この内訳は、市内の地区別人口割合とほぼ同等です。（回答数：940）



2) 大分市の将来の環境の状態のうち特に重要と思うものについて

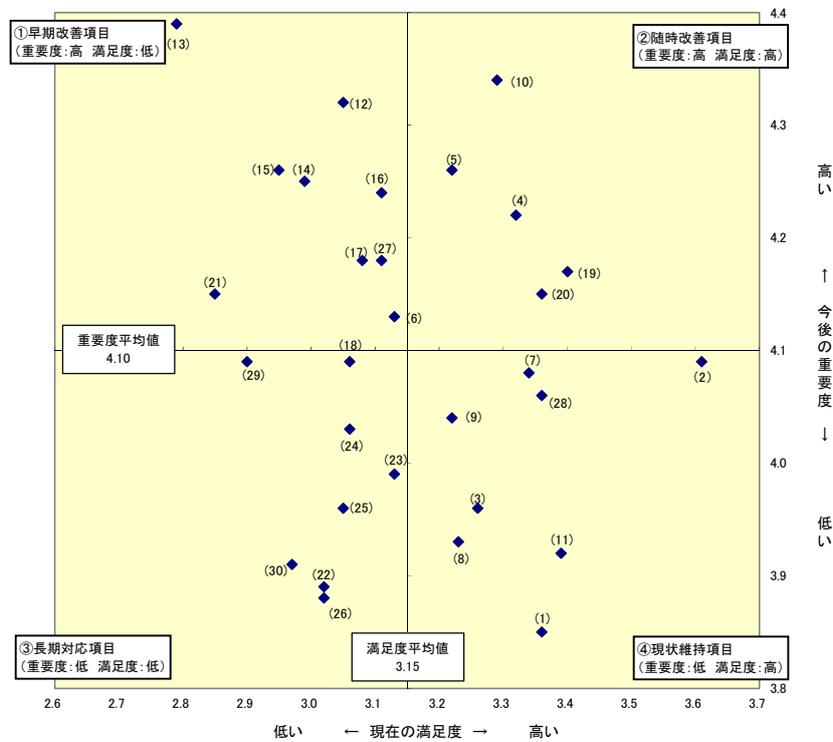
「大分市の将来の環境の状態としてどのようなものを重要と思うか」について尋ねたところ、「生活環境」が最も高く73.5%、次いで「快適環境」で68.5%となり、「生活環境」「快適環境」を重要視している市民が多くなっています。（回答数：940）



3) 大分市の環境の取組についての「重要度」と「満足度」

大分市の環境の取組について、重要度・満足度のポートフォリオ分析※を行い、「早期改善項目」「随時改善項目」「長期対応項目」「現状維持項目」のエリア分けを行いました。その結果、以下に示すように「大気汚染防止対策」「工場・事業場排水対策」等の生活環境に関する項目は、重要度が高く満足度が低い「早期改善項目」に多くプロットされています。また、「自然の生きものとのふれあい」や「歴史的文化財の保存や伝統文化の継承」等については、重要度が低く満足度が高い「現状維持項目」にプロットされています。

地球環境分野である「再生可能エネルギーの導入促進」や「省エネルギー行動の取組や啓発」についてはどちらも、重要度も満足度も低い「長期対応項目」にプロットされています。「ごみのないきれいなまちづくり」や「河川や海岸などの水辺の保全」は、重要度も満足度も高い「随時改善項目」にプロットされています。



①早期改善項目 (優先して改革、改善すべき施策)	
6	環境に配慮した農業（減農薬など）
12	安全・快適に移動できるまち
13	大気汚染防止対策
14	悪臭防止対策
15	工場・事業場排水対策
16	生活排水対策
17	地下水・土壌汚染対策
21	監視や指導による不法投棄の防止
27	学校・地域における環境教育

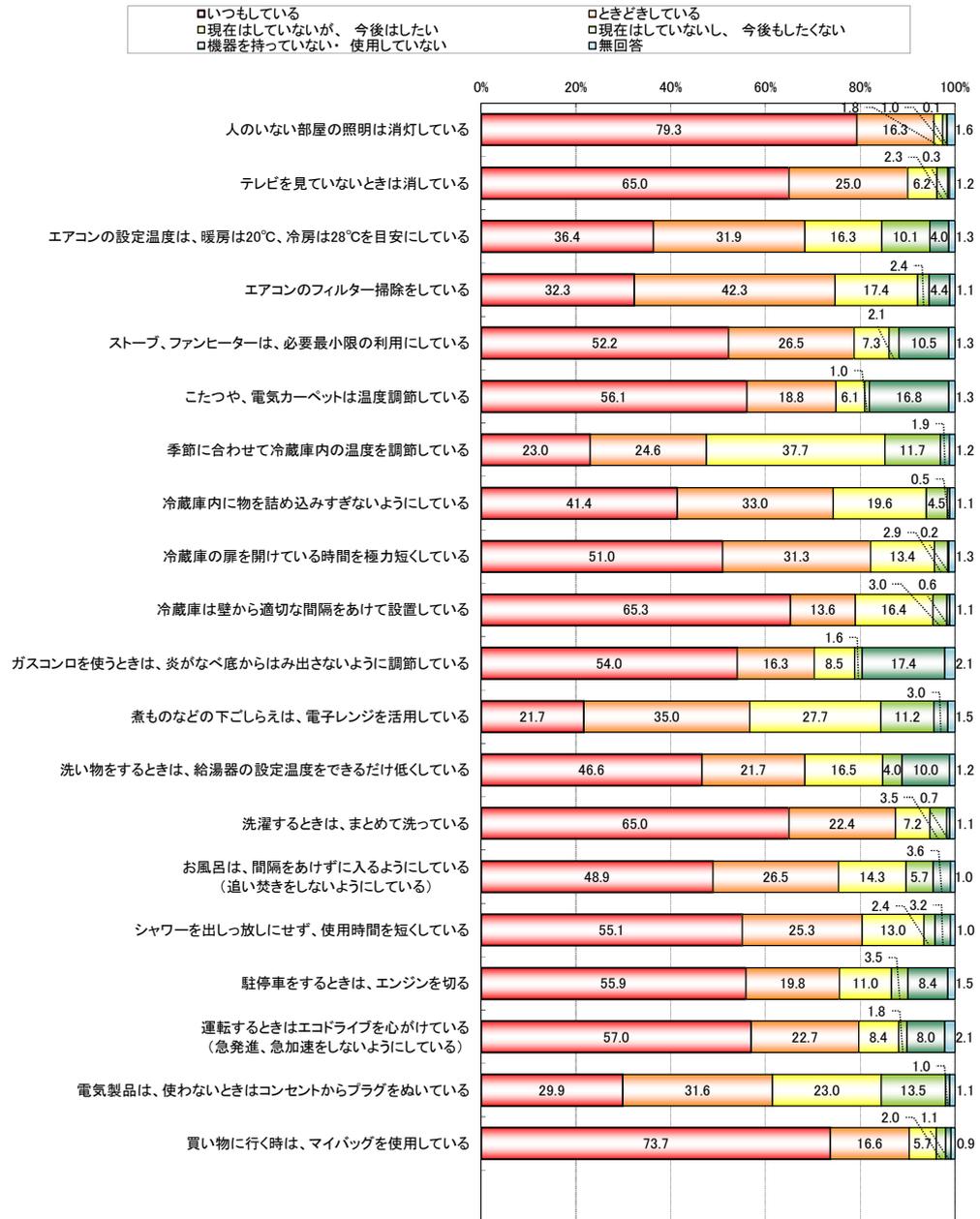
②随時改善項目 (現在の水準を維持、向上すべき施策)	
4	周囲の山々や森林の保全
5	河川や海岸などの水辺の保全
10	ごみのないきれいなまちづくり
19	ごみの排出抑制・減量化の推進
20	リサイクルの推進

③長期対応項目 (あり方、方向性を検討すべき施策)	
18	騒音・振動防止対策
22	節水や雨水利用の推進
23	省エネルギー機器（LED照明など）の導入促進
24	再生可能エネルギーの導入促進
25	省エネルギー行動の取組や啓発
26	環境情報の収集と提供
29	人材の発掘、育成の推進
30	市民や事業者との協働の推進

④現状維持項目 (現在の水準を維持すべき施策)	
1	自然の生きものとのふれあい
2	みどりとふれあい
3	水辺とのふれあい
7	緑豊かな公園や街路樹の整備
8	緑化活動の取組や啓発
9	美しいまちなみの形成
11	歴史的文化財の保存や伝統文化の継承
28	地産地消の推進

4) 家庭での省エネ取組について

「家庭でどのような省エネ行動に取り組んでいるか」について尋ねたところ、いつもしている省エネ行動については、「人のいない部屋の照明は消灯している」が79.3%で最も多くなっており、次いで「買い物に行く時は、マイバッグを使用している」が73.7%、「冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している」が65.3%となっています。（回答数：940）

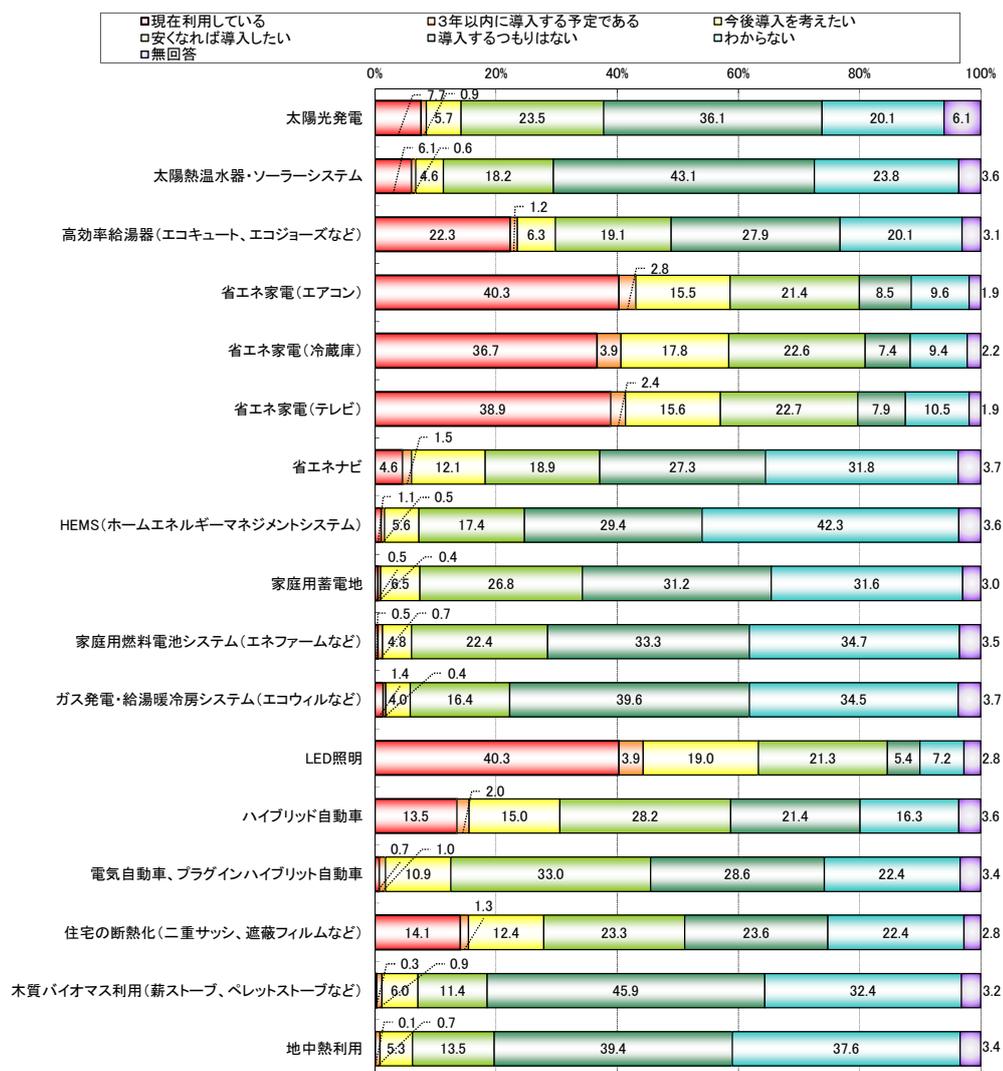


5) 省エネルギー・再生可能エネルギーの関連機器導入意向について

「将来、省エネルギーや再生可能エネルギーの関連機器の設置・利用や取組についての意向はあるか」について尋ねたところ、現在利用している関連機器については、「省エネ家電（エアコン）」と「LED照明※」が同数の40.3%と最も多くなっており、次いで「省エネ家電（テレビ）」が38.9%となっています。

また、安くなれば導入したい関連機器については、「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車※」が33.0%と最も多くなっており、次いで「ハイブリッド自動車」が28.2%となっています。

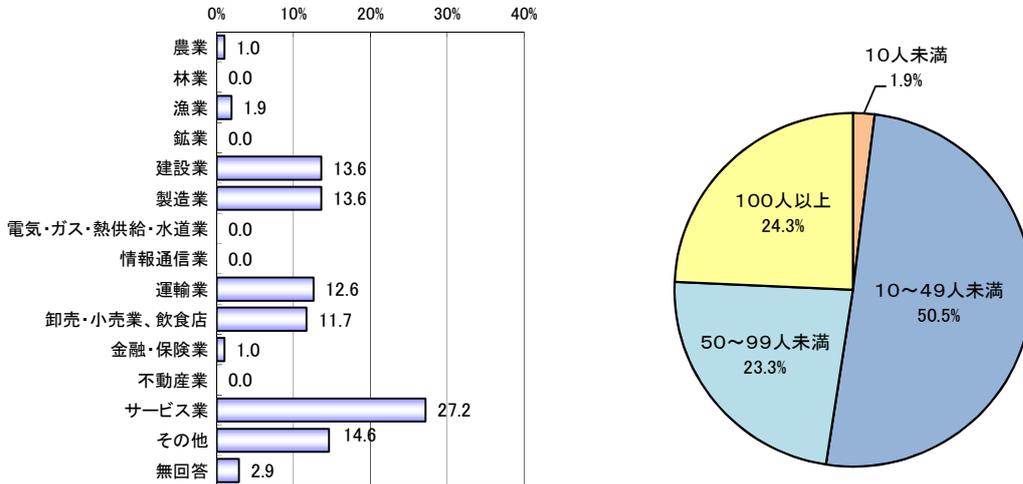
一方で、導入するつもりはない関連機器については、「木質バイオマス利用（薪ストーブ、ペレットストーブなど）」が45.9%と最も多くなっており、次いで「太陽熱温水器・ソーラーシステム」が43.1%となっています。（回答数：940）



(3) 事業者アンケート調査の結果

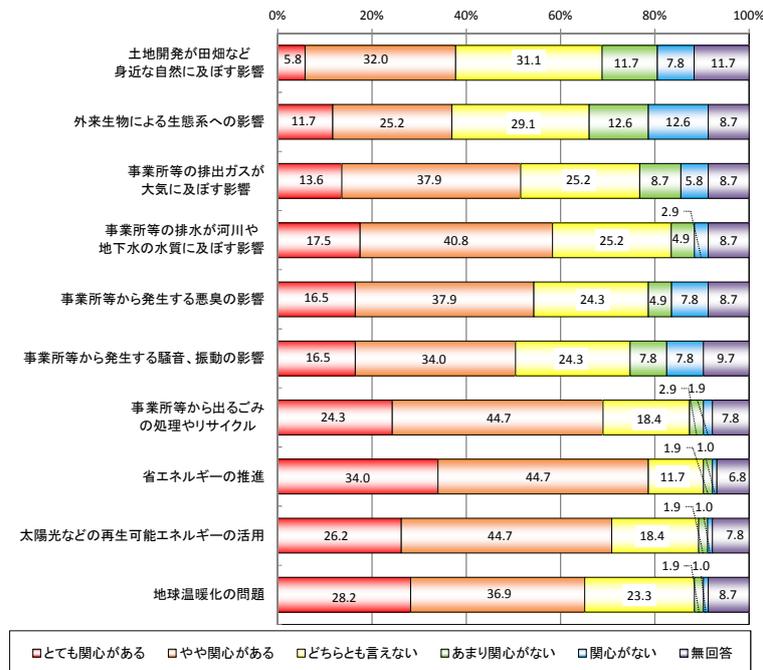
1) 回答者の属性

事業所の業種内訳は、「サービス業」が27.2%と最も多く、次いで「建設業」と「製造業」が同数の13.6%となっています。事業所の従業員数は、「10～49人未満」が50.5%と最も多く、半数以上を占めています。（回答数：103）



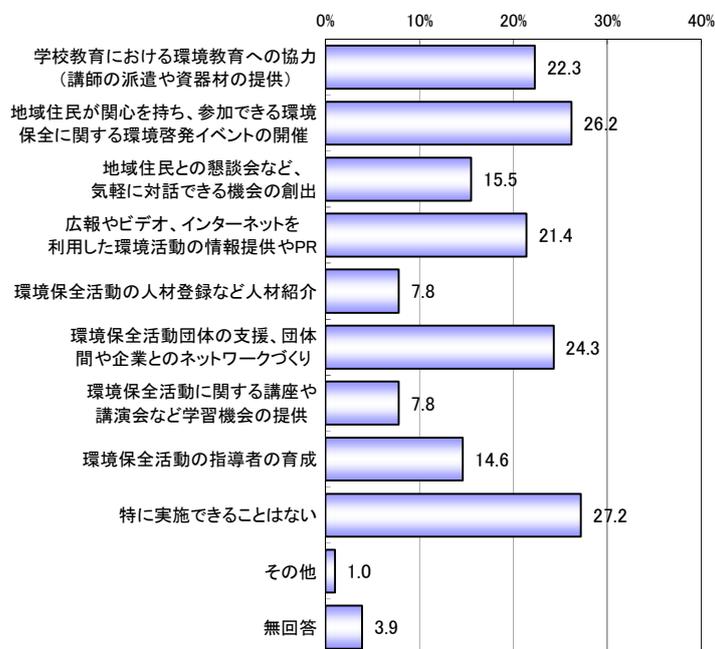
2) 事業所が関心を持っている環境問題について

「市の今の環境問題に関し、関心をもっているものはどのようなものか」について尋ねたところ、「省エネルギーの推進」について「とても関心がある」「やや関心がある」の回答が合わせて70%以上で最も関心が高くなっています。（回答数：103）



3) 実施可能な環境保全活動について

「今後、市民と共に環境保全活動を推進していく場合、どのようなことが実施可能か」について尋ねたところ、「特に実施できることはない」が最も多く、次いで「地域住民が関心を持ち、参加できる環境保全に関する環境啓発イベントの開催」が多くなっています。(回答数：103)



第3章 大分市がめざす環境

第1節 基本理念と環境像

(1) 基本理念

本計画における基本理念は、大分市環境基本条例第3条に基づくものです。

健全で恵み豊かな環境の保全と継承

健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、向上させ、将来の世代に継承されること

人と自然の共生

人は自然から多くの恵みを受けており、自然は人の生存にとって不可欠なものであることから、多様で豊かな自然を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されること

持続可能な社会の構築

本市の環境と関わりを有する社会経済活動のあるべき姿として、すべての者の公平な役割分担により、環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されること

地球環境保全の積極的な推進

すべての者がそれぞれの事業活動や日常生活において、環境に配慮した行動を行うことにより、地球環境保全が積極的に推進されること

(2) 環境像

本計画でめざす望ましい環境像とは、本市の環境の特徴や課題を踏まえ、市、市民、事業者が長期的な目標として共有し実現をめざす将来の環境の姿を示すものです。

本市は、国内有数の臨海工業地帯を有しながらも、海、山、川のすべてがそろい、豊かな自然に恵まれています。

私たちは、このようなまちの緑や身近な自然、きれいな空気や水などにふれることで潤いややすらぎを感じ、豊かで健やかな時間を過ごすことができます。これらの先人から受け継いできた、かけがえのない恵み豊かな自然を大切に守り、共生し、将来の世代へと引き継いでいかねばなりません。

また、私たちは、地球に生きる生命のひとつとして、身近な環境問題だけでなく、地球温暖化など地球規模の環境問題にも対応し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くよう努めなければなりません。

このように身近な地域から地球規模まで環境への思いを寄せ、自然とのふれあいを通じ、人と自然が共生し、永続的に安心して暮らせる社会の構築に取り組んでいくこととし、めざす環境像を次の通り設定します。

【大分市のめざす環境像】

**いつまでも人と自然が共生し
安心して暮らせるまち おおいた**

第2節 基本目標

環境像「いつまでも人と自然が共生し 安心して暮らせるまち おおいた」を達成するために、第1章第4節で示した本計画が対象とする環境の6分野ごとにめざすまちの姿として基本目標を次の通り定めます。

ここに定められた6つの基本目標は、第4章における施策の推進により、その達成を図ります。

基本目標1 豊かな自然をはぐくみ生きものと共生できるまち（自然環境）

多様な生きものの命を育む豊かな自然を将来にわたって、次の世代に引き継いでいくため、河川や海、森林や農地を保全し、そこに棲む生きものを守り、生物多様性を保つことにより、誰もが自然とふれあい親しむことができ、豊かな自然や生きものと共に暮らせるまちをめざします。

基本目標2 水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち（快適環境）

私たちがうるおいとやすらぎを実感し、より快適な生活を送るため、水辺や緑などの四季折々の身近な自然を感じられる環境を整え、美しい魅力あるまちなみの景観と守り継がれた伝統ある歴史・文化を大切に、地域と調和した住みやすいまちをめざします。

基本目標3 水や空気がきれいで健康に暮らせるまち（生活環境）

私たちが健康を維持する上で不可欠な水環境・土壌環境・大気環境などの生活環境を健全に保つため、環境の汚染防止と保全に向けた施策を総合的かつ計画的に市、市民、事業者が一体となって取り組むことにより、水や空気がきれいに保たれ、安心して健康に暮らせるまちをめざします。

基本目標 4 限りある資源が大切に使われているまち（資源循環）

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型ではなく、循環型社会[※]に変革していくため、ごみの発生抑制、減量化、再利用、資源化などの4R（リフューズ:発生回避、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用）を市、市民、事業者の連携により推進し、また、水資源の節約や循環に配慮することにより、環境への負荷が少なく、限りある資源が大切に使われているまちをめざします。

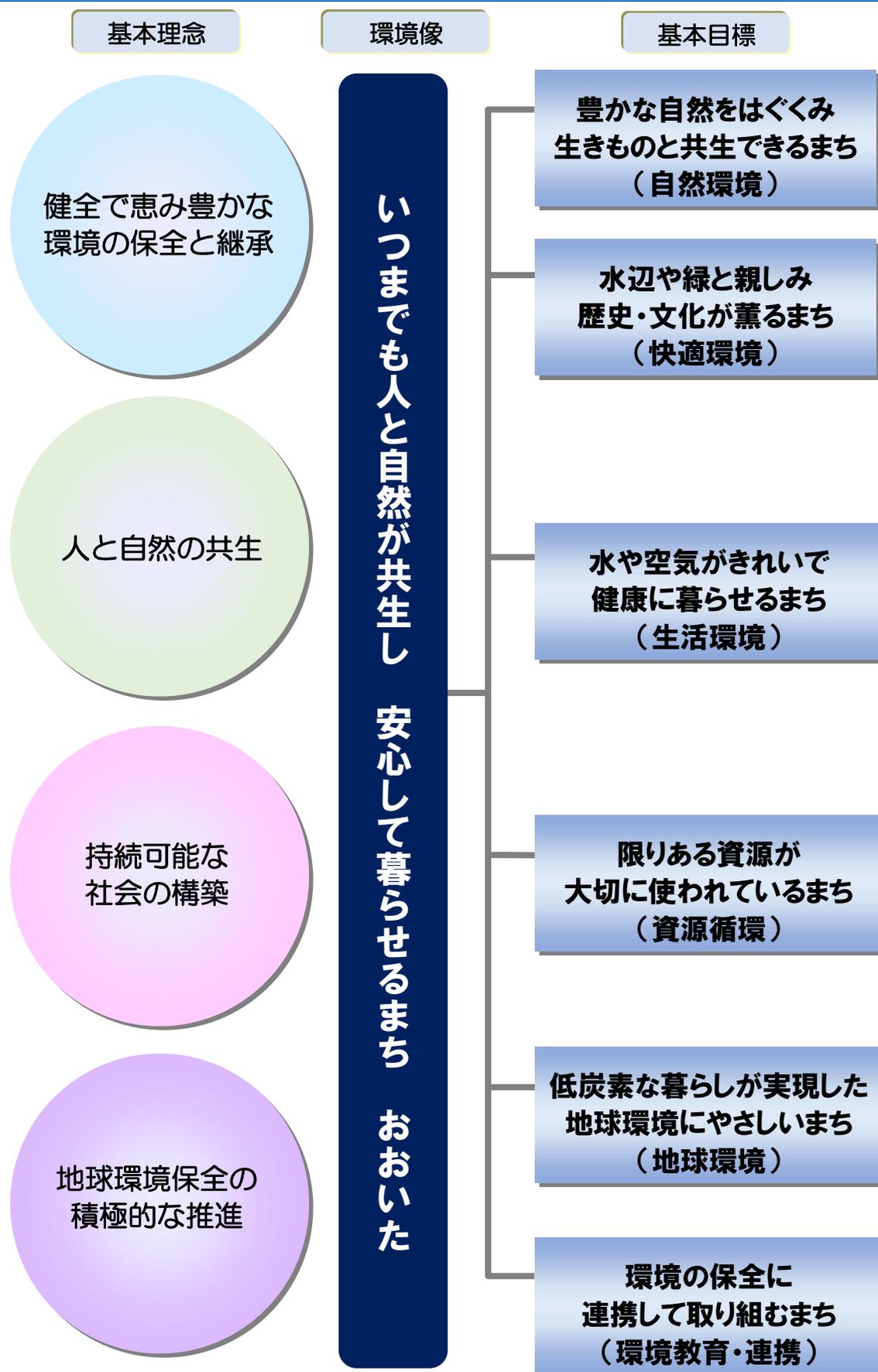
基本目標 5 低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち（地球環境）

かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、私たち一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動を実践し、温室効果ガス排出量を削減することにより、低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまちをめざします。

基本目標 6 環境の保全に連携して取り組むまち（環境教育・連携）

環境にやさしい持続可能な社会を実現するため、地域の環境に関する理解を深める教育・学習を推進し、環境情報を共有することにより、市、市民、事業者がそれぞれの役割を理解し、自ら主体的に環境の保全に向けて連携して取り組んでいるまちをめざします。

第3節 計画の体系



環境目標

施策

河川や森林など豊かな自然を守ります

- 河川や海の保全
- 森林や農地の保全

生物多様性を確保し自然とのふれあいを進めます

- 多様な生きものの保全
- 自然とふれあう機会や場の整備

水辺や緑と親しむ環境づくりを進めます

- 水辺と親しむ環境の整備
- 緑と親しむ環境の整備

美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にします

- 都市景観・まちの美化の推進
- 歴史・文化の保全と継承

良好な水・土壌環境を維持します

- 水環境の常時監視の推進
- 生活排水対策の推進
- 工場等の排水対策の推進
- 土壌の汚染防止対策の推進

良好な大気環境を維持します

- 大気環境の常時監視の推進
- 工場等の大気汚染、悪臭防止対策の推進

騒音・振動を防止します

- 騒音・振動の常時監視の推進
- 工場等の騒音、振動防止対策の推進
- 生活騒音防止対策の推進

ごみの減量化を進めます

- 家庭ごみの排出抑制・減量化の推進
- 事業系ごみの排出抑制・減量化の推進

資源のリサイクルを進めます

- 家庭ごみのリサイクルの推進
- 事業系ごみのリサイクルの推進
- 水資源の有効利用の推進

ごみの適正な処理を進めます

- 廃棄物の適正処理
- 不法投棄の防止

地球環境への負荷を低減します

- 地球温暖化対策の推進
- オゾン層保護対策等の推進

エネルギーの有効活用を進めます

- 再生可能エネルギー等の利用促進
- 新たなエネルギーの導入促進

環境教育・環境学習を進めます

- 環境教育・環境学習の充実
- 地産地消の促進
- 環境情報の活用

市民・事業者・NPO 等との連携を進めます

- 人材の育成やネットワーク化の推進
- 環境保全活動の促進

第4章 各主体の取組

基本目標1 豊かな自然をはぐくみ生きものと共生できるまち（自然環境）

環境目標1－（1）河川や森林など豊かな自然を守ります

現状と課題

本市は、別府湾に注ぐ自然豊かな大分川・大野川を中心に多くの河川があり、海岸部の一部には干潟や砂質海岸も見られます。中でも、風光明媚な佐賀関半島の海岸は日豊海岸国定公園にも指定され、全国的にブランド化している水産資源「関あじ」「関さば」が水揚げされるなど、豊かな水産資源にも恵まれています。このように、現在残る貴重な河川や自然海岸について、適切な維持管理や清掃活動を進め、生きものの生態系を守り自然環境を保全していくことが必要です。

また、本市は高崎山、九六位山、霊山、鎧ヶ岳等の豊かな自然に恵まれ、昔ながらの人と自然との絶え間ない係わりの中で、人の手が入ることで維持管理されてきた里地里山とよばれる自然環境が形成されてきました。里地里山における薪炭林等は多くの森林性の動植物の、また耕作水田や素掘り水路は水辺の生物の重要な生息環境となっています。一方で、近年、里地里山の荒廃や有害鳥獣*による被害が深刻化し農地の耕作放棄地も増えています。これらの豊かな自然環境を守り、育み、次の世代に引き継いでいくため、今後も引き続き、里地里山などの森林や農地における自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、自然環境資源の適正な維持管理を市、市民、事業者が連携して進めていく必要があります。

【行政の取組】

施策1 河川や海の保全

河川の保全

- 生態系や景観に配慮した河川の整備を国や県と連携し、推進します
- 河川の整備計画段階から市民と連携する中で、美しい川づくりのための環境保全活動の推進を図ります

河川の清掃美化

- 河川の一斉清掃など美化活動を支援し、推進します

海の保全

- 海底ごみ・漂着ごみの除去を国や県と連携しながら実施します
- 増殖礁*を設置し、豊かな漁場を造成します

施策 2 森林や農地の保全

森林の保全

- 市街化区域に残る貴重な緑を保全する地区として指定し、緑の保全に努めます
- 間伐等の森林整備に対して支援します
- 間伐や下草刈り等の森林公園の適切な管理について、地元住民等と連携し、推進します
- 森林所有者の高齢化等により境界が不明瞭になった森林の現況調査を行い、森林施業の集約化を促進します
- 竹粉碎機の貸出しなど、竹林整備に対して支援します
- 林業就業者の確保や育成を推進します
- 公共建築物における地域材^{*}の利用を促進します

農地の保全

- 農業の担い手の育成や新規参入を支援します
- 有害鳥獣（イノシシ、シカ等）の捕獲や防護柵による予防対策を支援します
- 有害鳥獣対策のため、狩猟人口の確保や育成を促進します
- 耕作放棄地を活用して農業を行う農家等に対して支援します

環境保全型農業^{*}の普及

- 環境に配慮した優良な堆肥の生産に取り組む畜産農家等を支援します
- 減農薬、減化学肥料により、農産物認証制度^{*}に取り組む農家を支援します

【市民の取組】

- 川や海ではごみの持ち帰りなどルールやマナーを守ります
- 河川清掃活動や里山保全活動などに積極的に参加します
- 間伐材を利用した商品を積極的に活用します
- 行政と連携して森林公園の適切な管理に努めます
- 市民農園や農業体験などに積極的に参加し、農業への関心を深めます
- 耕地の適正管理に努めます
- 有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図るための対策に努めます

【事業者の取組】

- 自然環境に配慮した事業活動に努めます
- 自然環境を保全するCSR※活動を積極的に進めます
- 間伐や適切な伐採の実施など森林の適正な管理に努めます
- 耕作放棄地の発生防止・解消に努めます
- 環境保全型農業・資源循環型農業※の取組に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
海底ごみ・漂着ごみの除去面積（累積）	ha	2,140	10,777
「郷土の緑保全地区」 区域指定面積（累積）	ha	76.4	85.0
年間間伐面積	ha	165	195
認定新規就農者数（累計）	人	7	65

環境目標 1 - (2) 生物多様性を確保し自然とのふれあいを進めます

現状と課題

本市には、多種多様な環境が存在し、その中で、地域固有の生物多様性に富んだ自然が見られます。近年人為的に持ち込まれた外来生物による生態系への影響が懸念されており、特に里地里山におけるアライグマ等の特定外来生物*の増加は生態系に大きな悪影響を与える恐れがあります。このため、生きものに関する調査や特定外来生物の防除対策を行い、人と生きものが共生できる環境を保全することが必要です。

また、自然とふれあう機会や場の整備では、自然観察会や森林セラピーロード*の整備・活用の取組を進めています。今後も、自然と親しむことのできる場やふれあう機会を創出し、自然を守り育てる意識を育むことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 多様な生きものの保全

- 学識経験者等と連携し、多種多様な動植物の実態把握やその保護に努めます
- 魚類等の生活環境の改善のため、国、県と連携して河川の状況等を把握し、対策を検討します
- 外来生物に関する正しい知識を普及啓発します
- 特定外来生物に関する防除対策を推進します
- 県や大分都市広域圏等の周辺自治体と連携し、特定外来生物の広域防除に努めます

施策 2 自然とふれあう機会や場の整備

- 自然観察会を実施し、身近な自然に親しむ機会を創出します
- 林業体験学習を実施し、自然についての関心を高めます
- 森林セラピーロードを整備・活用し、森林を守り育てる意識を醸成します

【市民の取組】

- 鳥や昆虫、植物などの自然に親しみ、保護に努めます
- 外来生物に関する正しい知識を身につけます
- 自然観察会や体験学習などに積極的に参加しま

【事業者の取組】

- 野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に努めます
- 外来生物を持ち込まないように努めます
- 生物多様性に配慮した事業活動に努めます
- 生物多様性を保全する CSR 活動を積極的に進めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
アライグマ捕獲努力量 (わな個数×わなかけ日数)	わな日	1,916	14,000
自然体験学習会参加者数	人	1,282	1,500

基本目標 2 水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち（快適環境）

環境目標 2－（1）水辺や緑と親しむ環境づくりを進めます

現状と課題

本市は、市街地内に大分川、大野川等の広々とした河川敷や西大分ウォーターフロントなど、市民が身近に水とふれあいを感じる水辺空間があります。今後も引き続き、市民にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な空間としての水辺空間の保全と整備を進めていく必要があります。

また、緑については、市域全体では豊かな緑に恵まれていますが、市街地においては緑が少ない現状が見られます。このため、公園における緑を適正に配置し、緑と親しむ市民の憩いの空間を創出していくとともに、市、市民、事業者が連携し、緑化を推進していくことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 水辺と親しむ環境の整備

- 水辺と親しむ河川整備を推進します
- 水辺と親しむイベントを開催します

施策 2 緑と親しむ環境の整備

緑化

- 古木、巨木及び樹林を名木として指定し、保存します
- 花木の苗の配布などにより、緑化を促進します
- 屋上緑化や生垣設置への補助を通じて、民有地の緑化を推進します
- 樹木や花を使った講習や教室を通じて、緑化意識の向上を図ります

公園・緑地整備

- 都市公園などの適正な整備・管理を行い、緑と親しむ空間の充実を図ります
- 住宅地と工業地帯の間に緩衝緑地を整備し、市民の憩いの空間を創出します
- 緑の不足している地区等を緑化重点地区に設定し、緑化を推進します
- 公園・緑地の維持管理を行うボランティア団体の育成を図ります
- 既存の街路樹、グリーンベルト（緑地帯）の保全を図ります

【市民の取組】

- 水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
- 生垣の設置や庭木の植栽など緑化に努めます
- ボランティア緑化活動などに積極的に参加し、身近な場所の緑化に努めます
- 地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します

【事業者の取組】

- 水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
- 地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します
- 建設工事などにおいて、まちの緑へ影響を与えないように努めます
- 緑のカーテン*などの導入により、事業所の敷地内の緑化に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
市民一人当たりの都市公園面積	m ²	14.65	15.0
公園愛護会の結成数	団体	399	410

環境目標 2 - (2) 美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にします

現状と課題

本市では、大分市景観条例*に基づき、良好な都市景観の保全と創出に取り組むとともに、まちの美化のため、地域住民や事業所のボランティアによる清掃活動やポイ捨て等の防止に取り組んでいます。

今後も、ゆとりある景観の保全・形成やまちの美しさを維持していくために、地域と一体となって、より良い景観づくりや清掃活動を継続して実施していくことが必要です。

また、本市には亀塚古墳や豊後国分寺跡、大友氏遺跡、横尾貝塚等の史跡、後藤家住宅、柞原八幡宮等の建造物など、歴史遺産である多くの文化財が残されています。これら歴史遺産に市民が親しみを持ち、誇りを持って次世代へ継承していけるよう、文化財の保護に向けた調査を進めるとともに、歴史・文化を活かしたまちづくりを行う必要があります。

【行政の取組】

施策 1 都市景観・まちの美化の推進

都市景観形成の推進

- 自然景観と調和した風格ある都市景観の形成を推進します
- 良好な景観を形成するため、無電柱化を推進します

まちの美化対策の推進

- 行政、市民、事業者が連携したまちの美化対策を推進します
- 市民ボランティアの清掃活動を支援し、地域に根ざした美化活動を促進します
- ごみの散乱防止、空き地の適正管理を推進し、清潔で美しいまちを保ちます

施策 2 歴史・文化の保全と継承

文化財の保護・調査等

- 天然記念物や史跡、有形文化財、民俗文化財など指定文化財の保護・保存を行い、周辺の自然環境の保全に努めます
- 市内に所在する文化財の調査を継続的に実施し、貴重な文化財の指定を積極的に進めます
- 文化財保護活動を行っている団体を支援します

文化財の活用

- 歴史資料館・海部古墳資料館を活用し、地域文化の理解を促進します
- 大友氏遺跡歴史公園を拠点とし、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します
- 大分市観光ボランティアガイドを育成し、歴史的文化資源の活用を推進します
- 学校教育において歴史・文化を大切にしている取組を実施します

【市民の取組】

- 住宅の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に協力します
- 地域の清掃活動に積極的に参加します
- 歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します
- 地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継いでいきます

【事業者の取組】

- 「大分市環境美化に関する条例※」を守り、屋外広告物を適正に設置します
- 事業所周辺の美化に努めます
- 地域の清掃活動に積極的に参加します
- 歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します
- 事業実施の際には、文化財と調和するよう配慮します

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
ボランティア清掃団体登録件数	団体	209	225
文化財指定件数	件	203	221

基本目標 3 水や空気がきれいで健康に暮らせるまち（生活環境）

環境目標 3－（1）良好な水・土壌環境を維持します

現状と課題

公共用水域※の水質汚濁の現状をみると、概ね水質の環境基準を達成していますが、一部の地点では環境基準を超過しています。そのため、引き続き関係行政機関と連携して水質の監視を実施し、公共用水域の水質を保全していくことが必要です。

地下水については、一部の地点で有害物質が環境基準を超過しており、継続した監視を行う必要があります。

生活排水については、公共下水道の普及率が全国平均に比べて低い状況にあり、より効率的な整備・普及と下水道整備区域外において、浄化槽※への設置替えの促進などの対策が必要です。

工場・事業場排水については、大規模事業場はもとより、排水規制の対象となっていない小規模事業場についても排水対策の強化が求められており、排水処理施設等の適切な維持管理の指導や支援を行う必要があります。

土壌環境については、現在要措置区域等の指定区域はありませんが、情報収集や監視を継続して行い、土壌の汚染状況について適切に把握する必要があります。

【行政の取組】

施策 1 水環境の常時監視の推進

- 公共用水域の水質調査を国、県と連携して実施します
- 国、県及び大分川・大野川水質汚濁防止連絡会議等と連携し、水質保全対策を推進します
- 都市内河川の水質改善を図るため、河川の水質汚濁負荷量※を調査します
- 地下水の水質調査を計画的に実施し、状況把握に努めます

施策 2 生活排水対策の推進

- 公共下水道の整備及び普及を推進します
- 公共下水道の整備区域外においては、浄化槽への設置替えを促進し、汚水処理施設の早期概成に努めます
- 水路の清掃を実施し、悪臭や水質汚濁防止に努めます
- 家庭の生活排水対策に関する普及啓発を推進します
- 農業集落排水処理の普及を推進します

施策 3 工場等の排水対策の推進

工場・事業場排水対策

- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、規制や適切な指導を行います
- 公害防止協定*等締結企業については立入調査等を実施し、適切な指導を行います
- 排水規制の対象とならない小規模事業場等の排水対策について、適切な指導に努めます
- 中小企業等に対して、環境保全対策に必要な資金を融資します
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します

農業排水対策

- 農業排水等に対し、適正な排水対策の指導に努めます
- 農地、水路、農道等の維持管理、補修を支援します

施策 4 土壌の汚染防止対策の推進

- 土壌の汚染状況等に関する情報を収集し、実態把握に努めます
- 工場・事業場に対して有害物質の地下浸透防止などの適切な指導を行い、地下水や土壌の汚染を未然に防ぎます
- 土壌のダイオキシン類による汚染状況について調査を実施します

【市民の取組】

- 公共下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います
- 公共下水道が整備されない地域では、浄化槽への設置替えを行います
- 浄化槽の設置後は、適正な維持管理を行います
- 食べ残しや廃食油を直接流さないなど、家庭でできる生活排水対策に努めます

【事業者の取組】

- 適切な排水処理対策を行い、法令や公害防止協定等に基づいた排水基準を守ります
- 有害物質の地下浸透による地下水汚染及び土壌汚染を防止します

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
河川的环境基準達成率 (BOD)	%	100	100
海域的环境基準達成率 (COD)	%	88.9	100
汚水処理人口普及率*	%	79.6	89.4
地下水水質調査地点数(累計)	地点	399	500

*指標の環境基準の詳細については、資料編 P. 97 参照

環境目標 3 - (2) 良好な大気環境を維持します

現状と課題

大気環境の現状については、二酸化硫黄、二酸化窒素など 9 項目は環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは全測定局で、PM2.5 については一部の測定局で、環境基準を超過しています。このため、常時監視体制を充実し、市民への情報提供の強化を継続する必要があります。

工場・事業場からのばい煙^{*}、悪臭に対しては、苦情も多いことから、立入検査等により施設の稼働状況の把握に努めるとともに、規制の徹底や適切な施設管理について指導を行う必要があります。

また、家庭生活に起因する悪臭苦情も発生していることから、自家焼却などに対する適切な指導・啓発を進める必要があります。

【行政の取組】

施策 1 大気環境の常時監視の推進

- 一般環境や交通量の多い交差点でテレメータシステム^{*}により、大気汚染の状況を監視し、測定結果について、市民への情報提供の強化を図ります
- ベンゼン^{*}等の有害大気汚染物質^{*}の調査を実施します
- ダイオキシン類の調査を実施します
- アスベスト^{*}の調査を実施します
- PM2.5 の成分分析調査を行い、効果的な発生源対策を検討します

施策 2 工場等の大気汚染、悪臭防止対策の推進

大気汚染防止対策

- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、規制や適切な指導を行います
- 公害防止協定等締結企業から排出される大気汚染物質の状況をテレメータシステムにより監視します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します（再掲）

悪臭対策

- 工場・事業場の悪臭調査を実施し、規制や適切な指導を行います
- 野外焼却に対して適切な指導を行います
- 畜産農家に対し、適正な家畜のふん尿処理についての指導を行うとともに、支援を実施します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します（再掲）

【市民の取組】

- ごみ等の違法な焼却行為を行いません
- 近隣の人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努めます

【事業者の取組】

- 法令や公害防止協定等に基づく基準を守るとともに、大気汚染物質の排出の抑制に努めます
- 違法な焼却行為を行いません
- 家畜ふん尿の堆肥化など適正な処理や利用、悪臭防止に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
大気汚染物質の環境基準達成項目数 (全 6 項目)	項目	4	6
有害大気汚染物質の環境基準達成項目数 (全 4 項目)	項目	4	4
ダイオキシン類の環境基準達成項目数 (全 1 項目)	項目	1	1

*指標の環境基準の詳細については、資料編 P. 98 参照

環境目標 3 – (3) 騒音・振動を防止します

現状と課題

一般地域の環境騒音、自動車騒音は概ね環境基準を達成しています。振動については、環境基準はありませんが、生活環境を保全するために法令で定める道路交通振動の要請限度[※]値以下となっています。

今後も騒音・振動調査を継続し、市民の生活環境が著しく損なわれることのないよう状況に応じた対策が必要です。

建設工事等に起因する騒音・振動に関する苦情については、件数が多いため、引き続き、建設工事現場や工場・事業場に対し、規制の徹底や適切な施設管理についての指導を行う必要があります。

また、近年の生活様式や住居環境の変化により、生活騒音に関する苦情も多くなっています。このため、生活騒音に係る普及啓発の推進が必要です。

【行政の取組】

施策 1 騒音・振動の常時監視の推進

- 一般地域の生活環境の騒音調査を実施します
- 自動車騒音及び道路交通振動の調査を実施します

施策 2 工場等の騒音、振動防止対策の推進

- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、規制や適切な指導を行います
- 公害防止協定等締結企業については立入調査等を実施し、適切な指導を行います（再掲）
- 建設作業において、低騒音型の重機の利用を促進します
- 商業宣伝を目的とした拡声器や深夜営業の騒音を規制します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します（再掲）

施策 3 生活騒音防止対策の推進

- ポスター等による普及啓発を実施し、生活騒音の未然防止に努めます

【市民の取組】

- 近隣住民の生活環境を損なわないよう、騒音・振動の防止に努めます

【事業者の取組】

- 適切な騒音・振動防止対策を行い、法や条例、公害防止協定等に基づく基準を守ります
- 低騒音・低振動型の機器や工法の導入に努めます
- 営業騒音の低減に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
一般地域における騒音の環境基準達成率	%	100	100
道路に面した地域における騒音 (自動車騒音)の環境基準達成率	%	89.4	100

*指標の環境基準の詳細については、資料編 P.99 参照

基本目標 4 限りある資源が大切に使われているまち（資源循環）

環境目標 4－（１）ごみの減量化を進めます

現状と課題

本市では、家庭系ごみの排出量を削減するため、2014（平成26）年度に家庭ごみの有料化制度を導入した結果、ごみ減量化に関する意識が高まり、燃やせるごみと燃やせないごみの排出量が減少するなどの効果があがっていますが、今後は、さらに4R（リフューズ:発生回避、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用）に基づく取組の中でもリフューズ、リデュース、リユースに重点的に取り組み、ごみを出さない意識の醸成を進めていくことが必要です。また、事業系ごみについても、施設使用料の改定や紙類の受入れ廃止、産業廃棄物の搬入禁止の取組を進めています。今後、4Rに基づく事業系ごみの排出量削減に向けて、廃棄物の減量化指導などのごみの減量化対策を進めていくことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 家庭ごみの排出抑制・減量化の推進

- 家庭ごみの発生抑制を促進します
- 家庭ごみ有料化制度により、ごみ減量化の意識の向上を図ります
- 生ごみの堆肥化を促進します
- 「食べきり」「使いきり」「水きり」の「3きり運動」を展開し、生ごみの発生抑制を促進します
- ごみ減量化について啓発を行い、市民意識の高揚を図ります
- 「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」において、ごみの減量等についての検討・協議を行います
- マイバッグ運動の推進及び啓発を実施します
- 不用品の再使用・再利用等リユースを推進します

施策 2 事業系ごみの排出抑制・減量化の推進

- 大規模な事業者等をごみ減量推進事業所として指定し、ごみ減量化を促進します
- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し指導を行うなど、産業廃棄物の排出抑制を促進します
- 飲食店等の協力のもと「3きり運動」を展開し、生ごみの発生抑制を促進します
- 「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」において、ごみの減量等についての検討・協議を行います（再掲）

【市民の取組】

- 家庭ではごみを少なくするようなライフスタイルの転換に努めます
- 生ごみを減らすために、「3きり運動」を行います
- 生ごみ処理機、コンポスト容器*等による生ごみの堆肥化に努めます
- 買い物にはマイバッグを持参し、使い捨て商品や過剰包装商品は買い控えます

【事業者の取組】

- 廃棄物の減量化や排出抑制に努めます
- マイバッグ持参者への優遇措置や過剰包装の抑制により包装ごみの減量化に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
一日あたりの市民一人あたり 家庭系ごみ排出量	g	633	582
ごみ排出量（一般廃棄物）	t	158,298	136,000

環境目標 4 - (2) 資源のリサイクルを進めます

現状と課題

本市では、限りある資源を有効に活用するため、家庭ごみのリサイクルの推進として、有価物集団回収運動*やごみ分別方法の周知徹底などの取組を進めています。2014（平成 26）年度から、家庭ごみの有料化制度を導入したことにより、資源物であるプラスチック製容器包装の排出量が増加する等の効果があがっています。しかし、リサイクル可能な古紙等の資源物が依然として燃やせるごみ等に混入される状況が見受けられることから、今後も、ごみの分別に関する啓発・指導やリサイクルシステムの整備などにより、リサイクルを推進していく必要があります。

また、事業系ごみのリサイクルの促進として、剪定枝や建築廃棄物のリサイクルの取組を進めています。古紙等の資源物が適正処理できていない事例も見受けられることから、引き続き、事業者のリサイクル意識の醸成を行う必要があります。

水資源の有効利用では、雨水利用や下水処理水（再生水）*利用の取組を進めており、市内には 500 件以上の雨水貯留施設が設置されています。今後も雨水貯留施設の設置や再生水の利用促進などにより、限りある水資源を有効に活用していくことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 家庭ごみのリサイクルの推進

- 家庭ごみ有料化制度により、ごみのリサイクルを推進します
- ごみの分別収集の徹底を図るとともに、缶・ビン・ペットボトル・新聞・雑紙類・小型家電等の再資源化を推進します
- 有価物集団回収運動を実施し、市民参加のリサイクル運動を促進します
- イベントや広報紙等により、リサイクルについて啓発を実施し、市民意識の高揚を図ります

施策 2 事業系ごみのリサイクルの推進

- 剪定枝等の堆肥化を行うことで、リサイクルを促進します
- 建築廃棄物のリサイクルを促進します
- 農業用廃プラスチックの適正処理について啓発するとともに、回収作業を支援します

施策 3 水資源の有効利用の推進

- 雨水貯留施設の設置を支援し、水資源の有効利用を促進します
- 学校施設において雨水利用施設を設置し、水資源の有効利用を促進します
- 下水処理水（再生水）を散水や雑用水として有効利用します
- 節水に関する啓発を行います

【市民の取組】

- リサイクル製品の利用に努めます
- ごみの分別を行い、資源物の再資源化に努めます
- リユースショップ等を積極的に利用します
- 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます
- 節水型機器の設置や風呂の残り湯の利用など、節水に努めます

【事業者の取組】

- 廃棄物の再資源化に努めます
- リサイクルに配慮した製品の製造・販売に努めます
- 建築廃棄物のリサイクルに努めます
- 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます
- 節水型機器の設置など節水に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
リサイクル率（一般廃棄物）	%	21.9	33.0

環境目標 4 - (3) ごみの適正な処理を進めます

現状と課題

市内から排出される一般廃棄物は、福宗環境センターや佐野清掃センターで焼却、埋め立て処分されますが、最終処分場（埋立場）の残余容量のひっ迫などが懸念されています。このため、一般廃棄物の排出抑制及び減量化、再生利用を促進することはもとより、廃棄物処理施設の適正な管理・運営や最終処分場の延命化を図る必要があります。

産業廃棄物については、排出事業者や処理事業者への指導啓発等により、再生利用率の増加や最終処分率^{*}の減少など、一定の効果がみられています。その一方で、産業廃棄物の排出量の増加や、最終処分場の残余容量の減少などの変化もみられていることから、これらの問題に対応することが必要です。

また、本市においても、大規模な地震の切迫性が指摘されており、復旧・復興のスピードにも大きく影響する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うことが必要です。

不法投棄の現状においては、依然として小規模な不法投棄が発見されていることから、監視を徹底するなど不法投棄の防止に向けた取組が必要です。

【行政の取組】

施策 1 廃棄物の適正処理

- 廃棄物処理施設の適正かつ安定した管理・運営に努めます
- 焼却灰、飛灰^{*}を再資源化することで、最終処分場の延命化を図ります
- 排出事業者等への啓発・指導を通して、減量化・再資源化を促進します
- 事業者が設置する産業廃棄物処理施設については、円滑な設置と適正な配置に努めます
- 廃棄物処理施設等への立入検査による監視指導を行い、適正処理を推進します
- 「大分市災害廃棄物処理計画^{*}」を策定し、災害廃棄物の適正な処理に努めます

施策 2 不法投棄の防止

- 不法投棄監視パトロールや監視カメラの設置等による監視指導を徹底し、不法投棄の防止を図ります
- 「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」において、関係機関等と連携の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます

【市民の取組】

- ごみの出し方や分別のルールを守ります
- 廃棄物の不法投棄をしません

【事業者の取組】

- 廃棄物を適正に処理します
- 廃棄物処理事業者は、処理施設等を適正に管理します
- 廃棄物処理施設の周辺環境の保全に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
最終処分率	%	6.2	3.0
おおいた優良産廃処理業者評価制度* 認定事業者数	事業者	10	30

基本目標 5 低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち（地球環境）

環境目標 5 - (1) 地球環境への負荷を低減します

現状と課題

地球温暖化対策に関して、本市では、「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置し、温室効果ガスの削減に向けた取組を市民、事業者等と連携して進め、日常生活や事業活動における省エネ行動の促進や省エネ機器の導入、公共交通の利用促進などを図っています。今後も市民や事業者と連携して地球温暖化対策を推進する必要があります。

また、一方で、2015（平成 27）年 11 月には「気候変動の影響への適応計画^{*}」が閣議決定され、温室効果ガスの排出の抑制等だけではなく、気候変動の影響に対処することが求められています。

オゾン層保護対策に関して、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコン等の製品のフロン^{*}について適正な回収・処理の普及啓発を継続して推進する必要があります。

【行政の取組】

施策 1 地球温暖化対策の推進

省エネ行動の促進

- 国民運動「COOL CHOICE^{*}」を展開し、市民・事業者の省エネ行動を促進します
- 「地球温暖化対策おおいた市民会議」等と連携し、各種イベント等を実施することで省エネ行動に関する市民の意識高揚を図ります
- 市職員が率先して環境に配慮したエコ・オフィス運動に取り組みます
- 緑のカーテンの普及啓発を行います

省エネ設備の導入

- 住宅等への省エネルギー・再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援します
- 公共建築物の新築・増改築時に、環境に配慮した省エネ設備・再生可能エネルギー利用設備の積極的な導入を図ります
- 街路灯・防犯灯等の LED 化を推進します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）

環境にやさしい交通

- 公共交通の利用やエコドライブ[※]を促進します
- 低燃費車や低公害車等の公用車への導入を図り、市民・事業者の地球環境保全への関心を高めます
- 自転車利用を促進します

建築物の環境性能の向上

- 低炭素建築物[※]・長期優良住宅[※]の認定を推進します
- 新築及び既築建築物における省エネ基準の適合を促進します

気候変動による影響の軽減

- 大雨や高潮時における危機管理体制の強化や治山・治水対策の充実など、水災害の被害を未然に防止し、または最小限に抑えるための対策を実施します
- 熱中症や、蚊などを媒介する感染症の発生を未然に防止するため啓発等を実施します
- 気候変動に対応した農産物の生産体制や生産基盤の整備を推進します

施策 2 オゾン層保護対策等の推進

- フロン類回収業者に対して、フロン類の適正な再利用や回収を行うよう指導します
- 酸性雨[※]の連続監視を行うとともに、原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量抑制対策を推進します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）

【市民の取組】

- エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます
- 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます
- LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます
- 通勤や買物などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します
- 自家用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます
- エコドライブ、アイドリング・ストップの運転に努めます
- 住宅を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます
- フロンが含まれる製品（冷蔵庫等）を廃棄する際は、適正に処分します

【事業者の取組】

- エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます
- 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます
- LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます
- 省エネ商品の提供に努めます
- 通勤や用務などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します
- 社用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます
- 建築物を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます
- フロンガスの排出抑制を行うとともに、その適正な回収・処理を行います
- 酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H25	H36
民生家庭部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	794	576
民生業務部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	763	626
運輸(自動車)部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	956	917

環境目標 5 - (2) エネルギーの有効活用を進めます

現状と課題

本市は、事業者による大規模太陽光発電設備の設置が進み、全国有数の再生可能エネルギー活用都市となっています。また、市の施設においても、福宗環境センター、佐野清掃センターでのごみ焼却の余熱利用発電を導入するなど、未利用エネルギー^{*}の活用を進めてきました。

東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴う全国的な電力の需給問題が発生するなど、エネルギーを取り巻く情勢は大きく変化しており、エネルギーの有効活用を積極的に行うことがこれまで以上に求められています。そのため、市民生活や事業活動における再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消^{*}を図っていく必要があります。

また、次世代のエネルギーとして注目されている水素エネルギー^{*}は、使用時に二酸化炭素を排出しないことから、温室効果ガスの削減に貢献することが期待されており、様々な分野で水素が活用される「水素社会^{*}」の実現に向けた取組を進める必要があります。

【行政の取組】

施策 1 再生可能エネルギー等の利用促進

再生可能エネルギーの導入促進

- 住宅等への省エネルギー・再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援します（再掲）
- 再生可能エネルギー（太陽光、水力、風力、バイオマス等）に関して情報提供をするなど導入を促進します
- 市有施設への再生可能エネルギー利用設備の導入を推進します
- 間伐により発生した林地残材のバイオマス発電^{*}利用について支援します
- 中小企業等に対し、太陽光発電設備の設置に必要な資金を融資します

未利用エネルギーの利用促進

- ごみの焼却によって発生する余熱を活用して発電を行います
- 生ごみや下水汚泥等のバイオマスの利活用について検討します

施策 2 新たなエネルギーの導入促進

- 「大分市水素利活用協議会」を設置し、水素エネルギーの利活用を図るための計画を策定します
- 燃料電池自動車^{*}の購入に対して補助金交付を行い、普及を促進します
- 中小企業等に対し、燃料電池自動車の購入に必要な資金を融資します

【市民の取組】

- 住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます
- 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます
- 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます

【事業者の取組】

- 事業所での再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます
- 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます
- 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
市の補助等を活用した 再エネ・省エネ設備導入件数（累計）	件	455	3,600
太陽光発電設備を設置した学校数	校	9	18

基本目標 6 環境の保全に連携して取り組むまち（環境教育・連携）

環境目標 6－（１）環境教育・環境学習を進めます

現状と課題

本市では、様々な環境イベントを通じて環境意識の普及啓発を推進するとともに、学校や公民館での環境教育・環境学習や、地域の農林水産物を地域で消費する地産地消の取組を推進しています。

環境保全活動への取組を推進していくためには、地域の環境への理解を深め、気づき、考え、主体的に行動する人材を育成することが重要であり、そのためには、子どもの頃から環境問題について考え学ぶことや、学校、家庭、地域が連携して環境教育を推進していくことが重要です。

市民の意識調査結果において、環境教育・連携に関する重要度は高くなっており、今後も幅広い年齢層への啓発活動や、市民への環境情報発信の充実により、子どもから大人まで学べる環境を整備していく必要があります。

【行政の取組】

施策 1 環境教育・環境学習の充実

- 環境教育副読本等を活用し、子どもの発達段階に応じた取組を推進します
- 子どもたちに省エネルギーなどを実践する取組を実施し、家庭内での環境教育・環境学習を推進します
- 教職員への環境教育に関する研修を実施し、環境教育の充実を図ります
- 環境に配慮したエコスクールの整備を推進します
- 環境イベントを通して、広く市民に環境問題に関する普及啓発を推進します
- 講座や出張教室等を開催し、環境に関する市民の意識高揚を図ります
- 大分エコライフプラザにおいて、リサイクルの啓発とともにフリーマーケット等の各種イベントを通じて環境意識の向上を図ります

施策 2 地産地消の促進

- 地産地消イベントを開催し、生産者の直売や加工等に対して支援を実施します
- 大分市地産地消サポーター制度*を通して、市民の地産地消を促進します
- 農作物の収穫体験を通して、都市住民と農村集落との相互理解を促進します
- 学校給食における地元産食材の積極的な利用を促進します

施策 3 環境情報の活用

- 環境白書により環境の現状や環境基本計画の進捗状況などを公表し、市民の環境に関する理解を促進します
- ホームページ等を活用し、環境に関する情報の提供の充実を図ります

【市民の取組】

- 地域で行われる講座やイベント等、環境教育・環境学習活動に積極的に参加します
- 家庭内で環境について話し合う機会を増やします
- 地域に根ざした安全で環境負荷の少ない農林水産物を積極的に活用します

【事業者の取組】

- 地域で講座やイベント等を行います
- 事業所内での環境教育・環境学習活動に努めます
- 市やNPO等が推進する環境教育・環境学習活動に協力します

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
環境学習会・講演会参加者数	人	751	1,000
「環境イベント情報や募集情報等お知らせ」サイト年間アクセス件数	件	25,581	30,000
地産地消サポーター数	件	2,152	3,400

環境目標 6 – (2) 市民・事業者・NPO 等との連携を進めます

現状と課題

本市では、大分市環境保全活動団体登録制度を実施し、様々な環境分野の民間団体（環境NPO等）の交流や支援に取り組んでいます。また、市民や事業者の自発的な環境保全行動を促進するため、「こどもエコクラブ[※]」や「きれいにしょうえおいた推進事業」の取組を行っています。

特に、2013（平成25）年度からは、顕著な環境保全活動を行っている団体を表彰し、その取組を広く紹介しています。また、環境マネジメントシステム「エコアクション21[※]」の取組を推進するため、2015（平成27）年度より、エコアクション21認証・登録を長期にわたり受けている市内の事業者に感謝状を贈呈しています。

今後も引き続き各種団体の環境保全活動を支援するとともに、団体のネットワーク化などを推進し、市、市民、事業者が連携して取り組むパートナーシップ体制の構築が必要です。また、広域的な環境問題に対応するため、国際的な協力の推進も必要となっています。

【行政の取組】

施策 1 人材の育成やネットワーク化の推進

- 「地球温暖化対策おいた市民会議」を開催し、市、市民、事業者が連携した取組を進めます
- 大分市環境保全活動団体の登録を促進し、環境保全活動団体のネットワーク化を推進します
- 環境保全活動を行う団体の情報発信等を行い、団体同士の連携や活性化を促進します
- 環境に係る人材のデータの更新を定期的に行うとともに、検索しやすい環境の整備を行います
- 環境保全、資源節約に関する国際的な協力を推進します

施策 2 環境保全活動の促進

- 環境保全活動団体の活動を支援します
- 子どもたちの環境に対する意識の高揚を図るため、「こどもエコクラブ」への参加を促進します
- 事業者の環境保全の取組を推進するため、エコアクション21の導入を促進します
- 優れた環境保全活動を行っている市民団体や事業者を顕彰し、環境保全活動を促進します

【市民の取組】

- 身近な環境問題に興味を持ち、日常的にできる環境保全活動の実践に努めます
- 地域における環境保全活動への参加に努めます

【事業者の取組】

- 環境保全活動への参加・協力を努めます
- 環境保全に関する知識のある人材の育成に努めます
- エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
大分市環境保全活動団体登録数	団体	37	46
こどもエコクラブ在籍者数	人	380	500

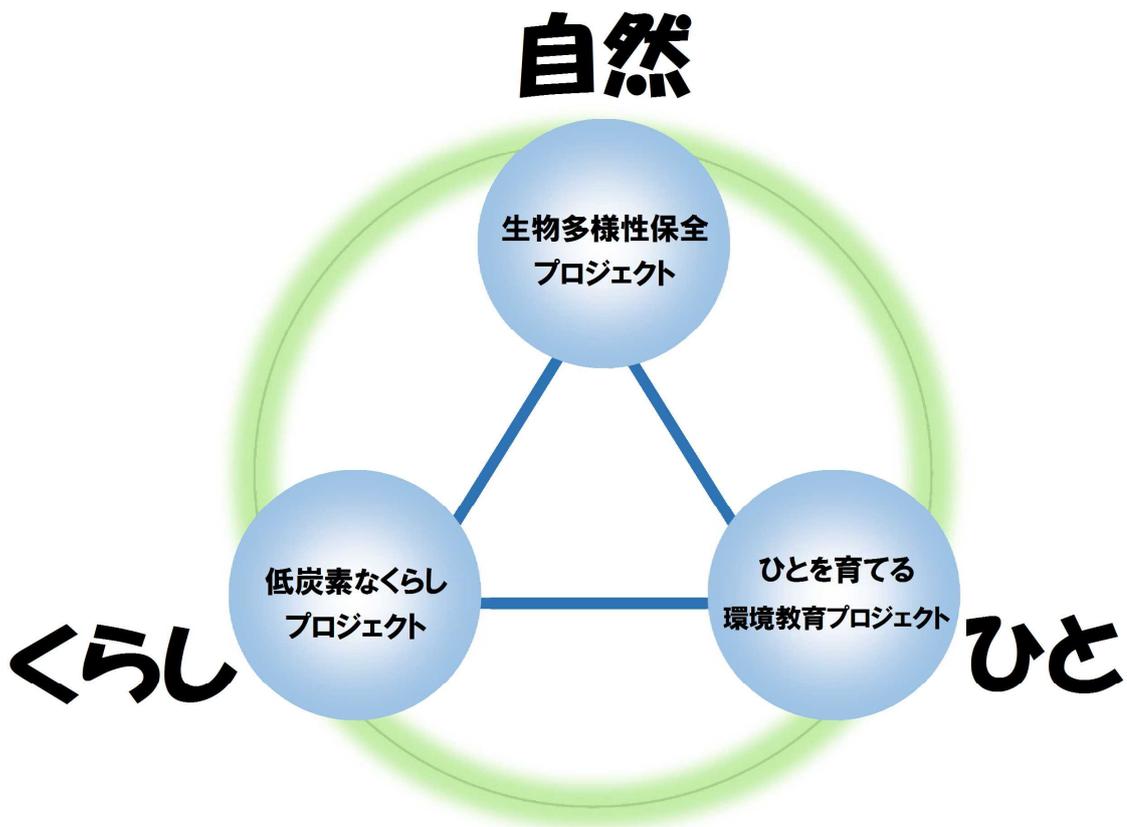
第5章 重点的な取組（リーディングプロジェクト）

環境基本計画は、計画がめざす環境づくりの施策が行政各分野の広範囲にわたり極めて広く、また、実施する主体も多岐にわたっているため、施策の実施が各部局に委ねられ、実施状況や実施効果が見えにくく、連携して進めることが難しいという課題を抱えています。

そのため、次のような視点から、複数の関連する基本目標や環境目標においてそれぞれが相互に連携し、先導的に環境の保全と創造を牽引していく取組を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、総合的、効果的に計画を推進していきます。

- (1) 市、市民、事業者等の多様な主体の連携が必要な取組
- (2) 施策が複合的であつハードとソフトの施策の連携が必要な取組
- (3) すべての部局が連携し、それぞれが責任をもって主導、遂行する必要がある取組

このような視点から、本市の環境を将来にわたって守っていくために、豊かな自然と生きものを保全する「生物多様性保全プロジェクト」、温室効果ガスの排出を抑制する「低炭素な暮らしプロジェクト」、持続可能な社会づくりに貢献する「ひとを育てる環境教育プロジェクト」を実施します。



リーディングプロジェクト① 生物多様性保全プロジェクト

市民の営みと自然環境の相互作用を通して、二次林、農地、ため池などで構成されている里地里山をはじめ、自然豊かな海、山、川は、長い年月をかけながら作り上げられてきました。これらの自然環境は大分市民の生活に密接に関わる貴重な財産であり、食糧や木材等自然資源の供給、水資源のかん養^{*}、国土の保全、地域固有の景観の形成、身近な自然とのふれあいの場、文化の伝承等、私たち市民の生活に様々な恵みをもたらしてくれています。

私たちは、生物多様性を守るために、これらの貴重な自然環境を市民共有の財産として、これからも適切に維持・保全していかなければなりません。そのためには、市民、事業者など多様な主体が関わり合いながら、地域間の交流と連携を通じて、里地里山や森林の保全・維持管理や農林業の活性化等、生物多様性を保全する活動を促進する必要があります。

本プロジェクトでは、特に「第4章 基本目標1」の促進に向け、相互に連携して先導的に推進していく施策として、多様な自然環境の保全、里地里山や森林の維持・再生、地域の生態系の保全を自然との共生のもと、全市民の暮らしや営みが一体となって実現されていくことをめざしています。

多様な自然環境の保全

不要な開発や乱獲などの人間活動による危機から絶滅危惧種を含む多種多様な生きもののの息・生育地を守るため、多様な自然環境を把握・保全するとともに、生物多様性に関する普及啓発を推進します。また、地球環境の変化の危機に対して、温暖化などの影響を受ける生態系等の情報の把握に努めます。

- ◆「大分市都市計画マスタープラン^{*}」に基づき、自然的環境を保全し整備に努めます
- ◆大分市自然環境調査報告書^{*}を活用するとともに、学識経験者との連携を図りながら、多様で貴重な動植物の実態把握やその保護に努めます
- ◆自然観察会や各地域の特色を持った自然体験学習会を開催し、本市の身近な自然に親しむとともに、生きものを大切にすることを育みます
- ◆生物多様性に関する普及啓発を推進し、多種多様な動植物について、保全の意識を高めます
- ◆地球温暖化対策の取組を進めるとともに、気候変動等が生態系に与える影響について情報収集し把握に努めます

里地里山や森林の維持・再生

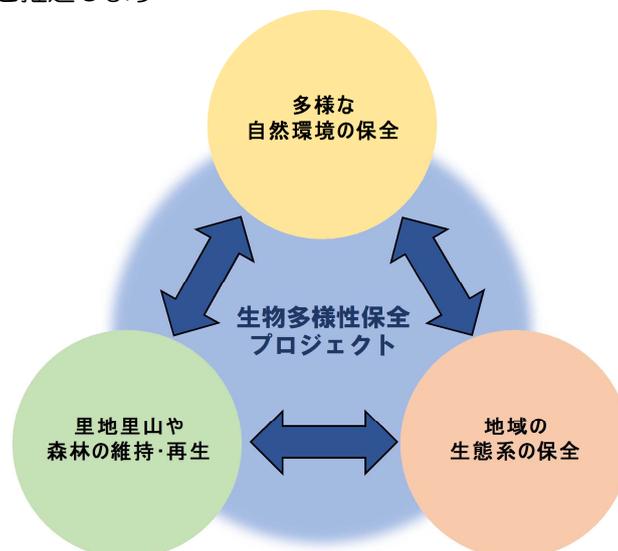
自然に対する働きかけの縮小による危機から里地里山や森林（奥山地域）を保全するため、適切な維持管理や木材利用を推進します。また、そこで暮らす住民だけでなく、都市部に暮らす住民など誰もがその恵みを楽しんでいることから、多様な主体の連携のもと里地里山や森林の保全管理を促進します。

- ◆森林の公益的機能を発揮するため、間伐等の森林整備を支援します
- ◆NPO やボランティア団体との連携により、都市と山村の交流を促進することで、里山の保全を図ります
- ◆地域林業の担い手としての林業就業者の育成を積極的に進め、里地里山の保全や森林整備を推進します
- ◆耕作放棄地対策のため、農業の担い手の育成や農地の流動化を推進します
- ◆農業及び生態系などへの被害をもたらす恐れのあるイノシシ、シカ等の有害鳥獣対策を推進します
- ◆地元農業の活性化や農地の生態系の保全のため、農産物の地産地消を促進します
- ◆竹林を整備するNPO やボランティア団体等に対して、竹粉碎機貸出しなどの支援を実施します。
- ◆林地残材等のバイオマスについて、有効活用を促進します。

地域の生態系の保全

人間により持ち込まれたものによる危機から地域固有の生態系を守るため、外来生物に関する知識の普及啓発や特定外来生物対策を推進します。また、環境保全型農業により、安全・安心な農作物の生産を推進するとともに、化学物質による環境負荷を低減します。

- ◆外来生物を増やさないため、外来生物被害予防三原則※を基本とした正しい知識の普及啓発に努めます
- ◆アライグマなどの特定外来生物は生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす恐れがあるため、生息・生育域を拡大させないよう防除対策を推進します
- ◆減化学肥料などによる農業生産や家畜排せつ物の有効活用を促進するなど、環境に配慮した農業を推進します



リーディングプロジェクト② 低炭素なくらしプロジェクト

地球温暖化による気候変動によって、生物種の絶滅や生態系の破壊、農作物の収量や漁獲量の変化など、人々の生活への影響が懸念されています。

このような中、2015（平成 27）年 12 月に COP*21 で、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えることを国際目標として掲げた「パリ協定*」が採択されました。日本は 2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%の温室効果ガス削減を目標に、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにした「地球温暖化対策計画」を 2016（平成 28）年 5 月に策定しました。また、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、国のエネルギー情勢も大きく変化しており、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーが注目されてきました。

地域のエネルギーを効率よく使用するには、省エネルギーや再生可能エネルギー・水素エネルギー利活用などの取組を個別に進めるのではなく、連動させた地産地消のエネルギーシステムが必要です。

本プロジェクトでは、特に「第4章 基本目標5」の促進に向け、相互に連携して先導的に推進していく施策として、再生可能エネルギー等の利用促進、エコライフ・エコビジネスの促進、水素エネルギーの導入促進を行い、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素なくらしの実現をめざしています。

再生可能エネルギー等の利用促進

地域固有の再生可能エネルギー資源を活用し、再生可能エネルギーの地産地消、防災拠点としての自立分散型エネルギーシステム*の構築を図ります。

- ◆太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置者へ支援を行うことで導入を促進します
- ◆電力のピークカット*に寄与する蓄電池について、設置者に対し支援するなど、導入を促進します
- ◆ごみ焼却時に発生する熱で発電を行い、余剰電力については売電するなど、有効利用を図ります
- ◆ホームページ等を活用し、再生可能エネルギーの情報提供に努めます

エコライフ・エコビジネスの促進

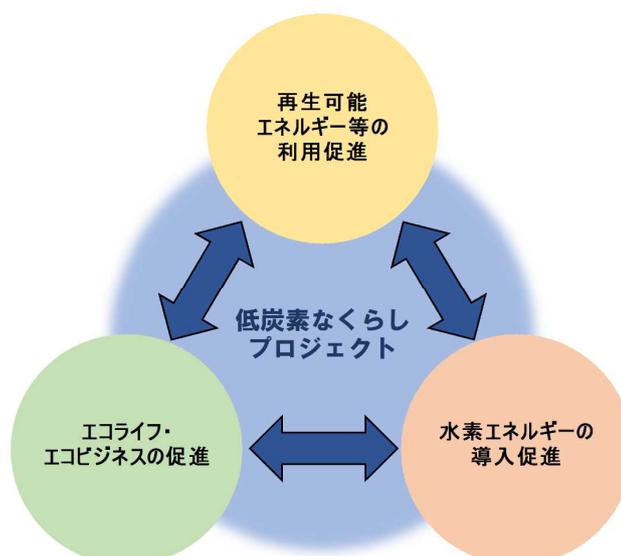
省エネ設備の導入、省エネ行動の促進を引き続き実施するとともに、建築物の環境負荷を低減し、公共交通の利用を促進することで低炭素な暮らしを推進します。

- ◆省エネ機器等に関する情報提供に努め、省エネ設備の導入を促進します
- ◆エコライフスタイル・エコビジネススタイルについて、イベント等を通じて情報提供や啓発を実施し、日常生活や事業活動における省エネ行動を促進します
- ◆省エネ効果が高く二酸化炭素の排出抑制に寄与する低炭素建築物を推進します
- ◆バスマップ配布やモビリティ・マネジメント[※]の実施により、公共交通の利用促進に努めます

水素エネルギーの導入促進

本市では、臨海部のコンビナート工場群において多量の副生水素[※]が発生しており、また、全国でも有数のメガソーラー集積地であり、メガソーラーでの余剰電力を用いて、水素の製造ができれば、再生可能エネルギー由来のクリーンな水素として、その供給ポテンシャルは大きいものがあり、需要側との均衡を図ることで、低炭素社会の実現に寄与することが期待されています。エネルギーの地産地消や関連する産業振興の視点からも水素エネルギーの周知・広報や普及促進を図ります。

- ◆使用時に二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用は、温室効果ガスの削減に寄与するため、水素利活用計画を策定します
- ◆水素エネルギーに関する周知・広報に努め、シンポジウムを開催するなど、気運の醸成を図ります
- ◆燃料電池自動車の公用車への率先導入を図ります
- ◆家庭用燃料電池（エネファーム）の設置者に対し支援するなど、水素利用の普及啓発を推進します
- ◆非常用電源の備えとして大きな役割を持つ水素関連設備の公共施設への導入を検討します



リーディングプロジェクト③ ひとを育てる環境教育プロジェクト

環境を軸とした持続可能な成長を進める上で、本市と環境保全活動団体・市民・事業者との連携がますます重要になっています。

近年、国連が推進する「持続可能な開発のための教育（ESD[※]）」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、また自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させることを目的として、国は、2012（平成24）年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律[※]」を施行しました。

本市でも、先人から受け継いできた、かけがえのない恵み豊かな自然を大切に守り、共生し、将来の世代へと引き継いでいくために、自ら考え、行動できる人材を育成していくことが重要です。

本市の環境について自ら向き合い、自ら行動する人材を育成するために、子どもから大人まで生涯を通じて学ぶ機会や場を創出していくことが必要となります。

本プロジェクトでは、特に「第4章 基本目標6」の促進に向け、相互に連携して先導的に推進していく施策として、環境教育・環境学習の推進、環境人材の育成、ネットワーク化と連携の推進を軸に、持続可能な社会づくりに貢献する「ひとを育てる」ことをめざしています。

環境教育・環境学習の推進

学校教育における環境教育の充実のため、体験学習の実施や環境教育副読本等の活用、教職員に対する研修等を実施します。また、市民に向けた環境教育・環境学習では、各種環境イベント等を実施し、環境に対する理解を深め、行動力を育みます。

- ◆学校教育において、子どもたちが環境についての理解を深め、環境に配慮した行動が取れるようにするため、環境教育の充実を図ります
- ◆学校教育において、環境を大切にする心を育むため、体験活動・体験学習を推進します
- ◆環境教育副読本や地球温暖化対策ガイドブック等を作成・活用し、子どもたちに対する環境保全や地球温暖化防止についての知識の普及と意識の向上を図ります
- ◆効果的な環境教育、環境保全活動を実践するため、教職員に対する研修を実施します
- ◆家庭内での省エネルギーなどの実践を通して、子どもたちへの環境教育・環境学習を推進します
- ◆各種環境イベントを開催し、市民一人ひとりの意識の高揚を図ります
- ◆地区公民館等において、環境イベントや学習会を開催するなど、各地域に即した環境教育・環境学習の取組を実施します

環境人材の育成

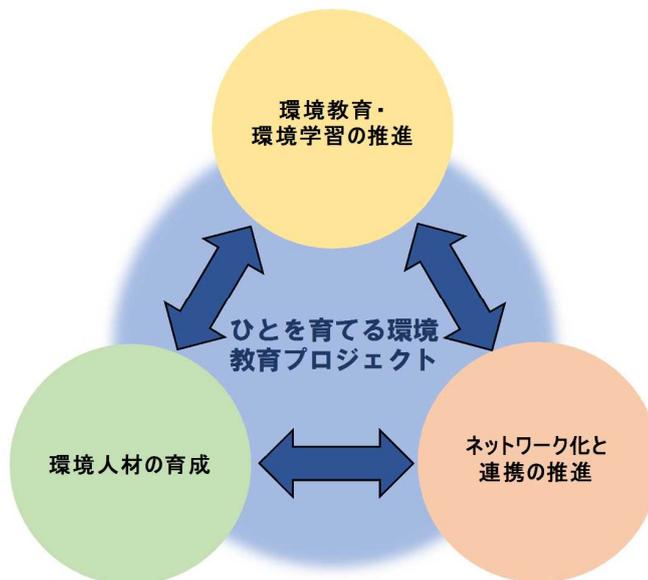
環境保全活動の支援を通して、各種団体と連携し、地域における環境保全の実践活動に主体的・継続的に取り組む人材の育成を図ります。

- ◆生涯学習指導者やボランティア、NPO等を登録した大分市人材バンク※を活用し、環境保全活動や実践活動の支援を行います
- ◆地球温暖化対策おおいた市民会議や大分市環境保全活動団体と連携し、環境保全活動を担う人材の育成を推進します
- ◆子どもたちの環境に対する意識の高揚を図るため、「こどもエコクラブ」の支援を行い、参加を促進します

ネットワーク化と連携の推進

市民やNPO、事業者等が、容易に環境問題や環境保全活動についての情報に触れ、各主体が効果的な活動に向けて情報交換等を行える機会を提供するとともに、環境保全活動団体等のネットワーク化を推進するなど、それぞれの主体的な環境活動を支援します。

- ◆大分市環境保全活動団体の情報の共有化や交流の活性化など、ネットワーク化を推進します
- ◆環境保全活動団体等が開催する環境イベント情報や各種募集情報、また市民や環境保全活動団体を対象とした環境助成情報等について、ホームページ等を活用し、情報の発信・提供を行います
- ◆大分エコライフプラザにおいて、フリーマーケットや体験教室等を開催し、市民の主体的な環境保全活動を支援します
- ◆環境白書等を通じて、環境の現状や環境基本計画の進捗状況などを示すことで、市民の環境に関する理解を促進します



第6章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行い、望ましい環境像を実現するためには、市、市民、事業者、関係団体等、多様な主体の連携により、全市的に取組を進めていくことが重要です。このため、下記の体制により、計画を着実に推進していきます。

(1) 大分市環境審議会

大分市環境審議会条例に基づき、環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や市民及び事業者の代表者等で構成される「大分市環境審議会」を設置しています。

市は、環境審議会に対し、計画の策定及び見直し、環境の現状や計画の進捗状況等の報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

(2) 大分市地球環境保全推進本部

市では、環境保全に係る施策を総合的に推進するために、関連各課が横断的に連携して取り組む組織として、「大分市地球環境保全推進本部」を設置しています。

副市長を本部長、部局長を本部員とした庁内組織を設置し、本市における環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、必要に応じて目標や施策の見直しを行います。また、推進本部の下には、環境に関する事項について検討し、その推進を図るため、課長などで構成する幹事会や作業部会を置いています。

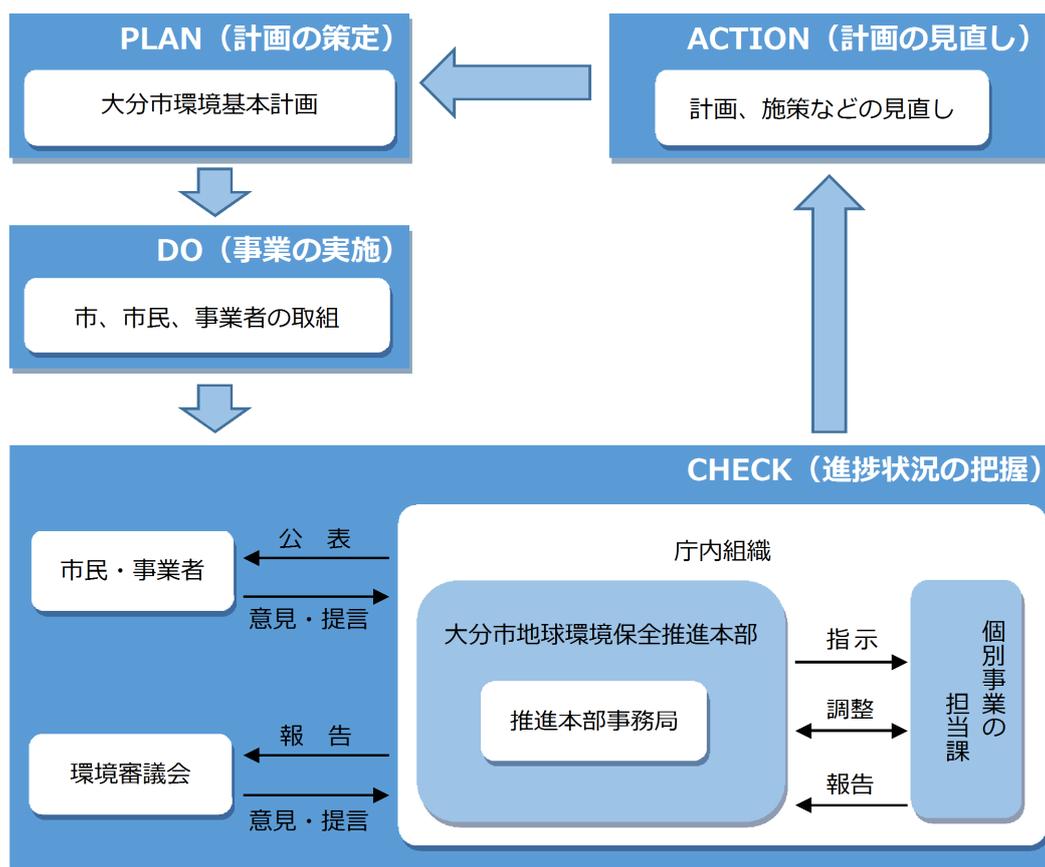
第2節 進行管理

各施策の進捗状況と指標の達成状況などを把握する進捗管理を行います。

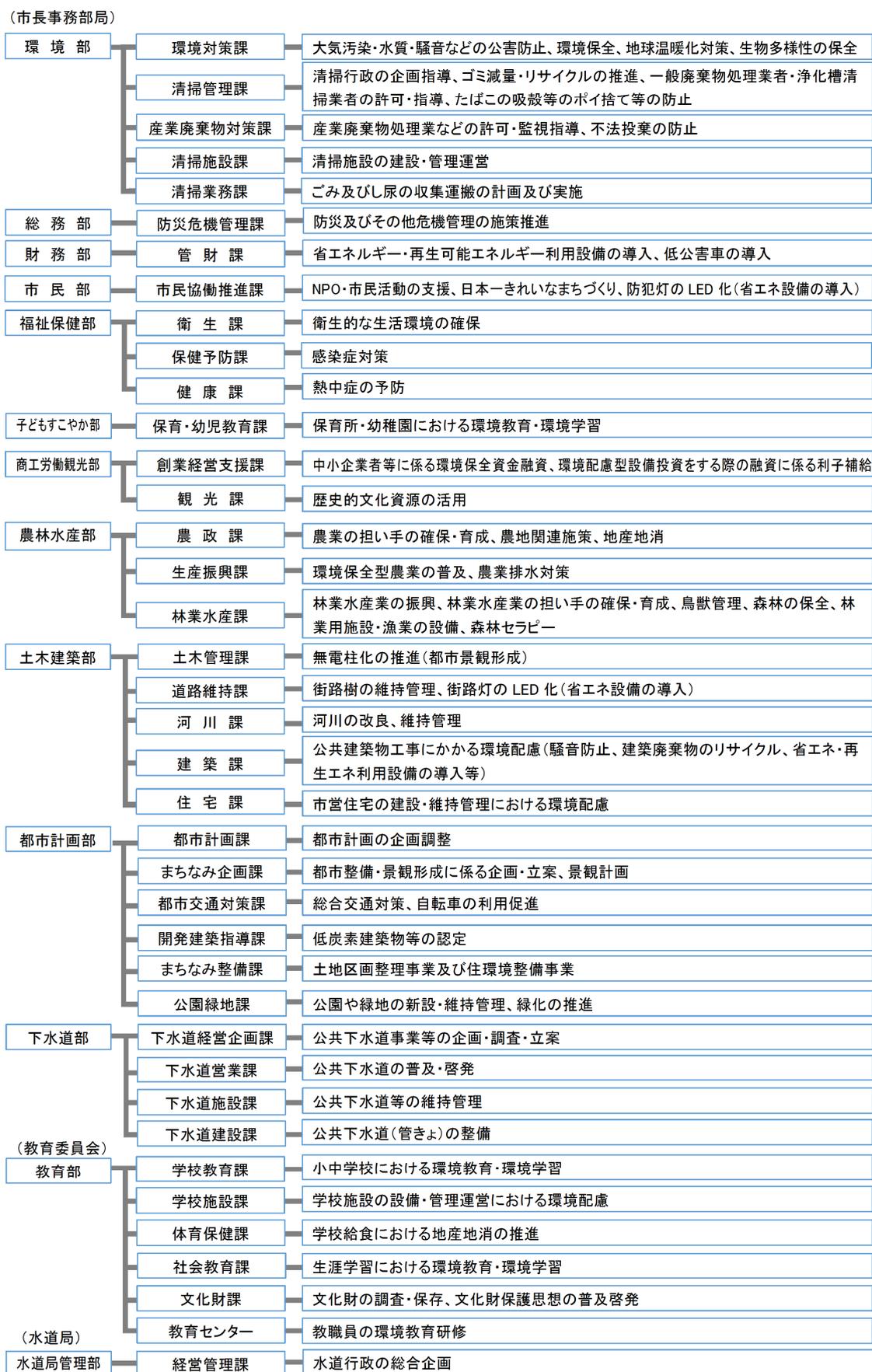
各施策の進行管理の結果は、取組内容の見直しに反映します。

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルにより進行管理します。「計画の策定(PPLAN)」、「事業の実施(DO)」、「進捗状況の把握(CHECK)」、「計画の見直し(ACTION)」という一連の流れを繰り返すことで、施策や事業の実施状況を継続的に改善しながら望ましい環境像の実現をめざします。

また、「進捗状況の把握(CHECK)」は毎年度実施し、年次報告書として大分市環境白書、ホームページなどに掲載し、公表します。



事業推進体制図 (2017年4月)



第7章 環境配慮指針

環境への影響は、宅地造成や道路建設などの開発行為だけでなく、市の事務・事業、市民の日常生活、事業者の生産活動など、全ての主体の様々な行為が関係しています。環境配慮指針は、望ましい環境像の実現に向けて、市、市民、事業者が自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするとともに、公共事業や開発行為における配慮の指針を示すものです。

第1節 市の環境配慮指針

市は市内でも有数の規模を持つ事業者です。その活動は、エネルギーの利用、各種資源の消費、自然環境の改変など多岐にわたっています。このため、事業活動の主体として、市民や事業者にも率先して積極的に環境に配慮することを進めます。

市の環境配慮指針は、市が環境に配慮した事業や活動を展開することを目的に、職員自らの行動や事業における環境配慮事項を示すものです。

①財やサービスの購入にあたっての配慮	
グリーン購入※の推進	
グリーン購入の取組を推進します	
「エコマーク商品」「グリーンマーク購入法特定調達品目」等に該当する製品の情報を活用し、購入します	
製品別の購入	
紙 類	コピー用紙は、「総合評価値 80 ポイント以上」の用紙とします
	ポスター、パンフレット等印刷物を作成する際は、原則として「総合評価値 80 ポイント以上」の用紙とします
	トイレットペーパーは、「古紙パルプ配合率 100%」のものとなります
電気製品	エネルギー消費効率の高い製品を導入します
	電気機器は、適正規模のものを選択します
文具・事務機器等	消耗品、事務用品等は、詰替え可能な文具等、環境への負荷の少ないものを選択します
	リサイクル製品や再利用可能な製品を購入します
	使い捨て用品や過剰包装製品の購入を自粛します

②財やサービスの使用にあたっての配慮	
紙使用	
	庁内用文書には原則として封筒を使用しません
	使用する場合は、使用済み封筒を使用します
	積極的な電子メール利用による紙の減量化を図ります
	FAX 送付状の省略化を図ります
	回覧、掲示板の活用を図ります
	両面コピー、裏紙利用の徹底を図ります
	使用済みポスター等を名刺等に活用します
	印刷部数を精査し、必要最小限にします
	会議資料や手持ち資料等の簡素化、共有化を図ります
電気使用（照明）	
	始業前は、原則として消灯します
	昼休み時間帯は、窓口業務等を取り扱う職場の必要な照明部分のみ点灯します
	休日や時間外勤務を行う場合は必要な照明部分のみ点灯します
	市民サービスや業務に支障のない範囲で不要な照明は消灯します（廊下、窓側、ロビー、トイレ等）
	更衣室、会議室、倉庫等の照明は使用時のみ点灯します
電気使用（照明以外）	
	パソコン、コピー機、プリンター等を省エネモードに設定し、電気需要の平準化に努めます
	昼休み時間帯等は、使用していないパソコン等 OA 機器の電源を切ります
	業務外電気製品は撤去します
	退庁時、可能なものは電源ケーブルをコンセントから抜くように努めます
	冷蔵庫については、冬季（暖房期間中：12/1～3/31）期間は電源を切ります（ただし、業務上、直接必要がある職場は除く）
	3 階程度の昇りは階段を使います
	降りは、原則、階段を利用します
	クールビズ・ウォームビズ※等を積極的に行います
公用車及び自家用車の適正利用	
	エコドライブを徹底します
	アイドリングストップの徹底を図ります
	タイヤの空気圧の点検等、定期的な整備に努めます
	近距離移動には徒歩もしくは自転車を利用します
	通勤には鉄道、バス等の公共交通の積極的な利用に努めます

<p>廃棄物の減量化、リサイクルの推進</p> <p>事務機器、用品等の故障、不具合の際の修繕再利用に努めます</p> <p>給食廃棄物の減量に努めます</p> <p>用紙類、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の分別排出のため、回収ボックスを設置し、分別、リサイクルを推進します</p> <p>マイボトル、マイ箸の持参に努めます</p>
<p>その他</p> <p>冷凍空調機器（エアコン、冷蔵庫等）の適正管理により、フロン類の排出抑制に努めます</p> <p>ガス湯沸かし器の効率的使用に努めます</p> <p>節水コマの取り付けなど節水の徹底を図ります</p> <p>重複保管文具等の物品を点検し、有効利用を図ります</p>

<p>③施設の建築、管理等にあたっての配慮</p>
<p>建築時</p> <p>公共建築物の建設にあたっては、省エネルギー、省資源など環境保全の模範となるような設計に努めます</p> <p>「建築材料等に係るトップランナー制度※」に基づき、断熱材や複層ガラス、遮光フィルムなど断熱性の高い建具の使用に努めます</p>
<p>公共施設の適正配置</p> <p>「大分市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）」「大分市教育施設整備保全計画（平成 28 年 5 月）」に基づき、公共施設の全庁的な利用調整を行い、施設の保有総量縮小、効率的利用及び長寿命化の取組を進め、市有施設の管理運営の最適化を図ることにより、環境負荷の軽減に努めます</p>
<p>施設の適正管理（空調、給湯、照明）</p> <p>高効率な空調機、給湯機、照明の導入に努めます</p> <p>夏季は、室温 28℃を目処に、適切な冷房を行います</p> <p>冬季は、室温 19℃を目処に、適切な暖房を行います</p> <p>エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理に努めます</p> <p>不用な照明の間引き運転に努めます</p>
<p>施設の適正管理（電気の使用）</p> <p>温水洗浄便座の適切な利用に努めます</p> <p>省エネルギー、省資源設備等環境負荷の少ない機器の導入に努めます</p> <p>ポンプのインバータ制御など、省エネ化に努めます</p>
<p>施設の適正管理（水の利用）</p> <p>節水機器の導入に努めます</p> <p>下水処理水（再生水）等の有効利用に努めます</p>

その他の管理
公用車への次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の導入を推進します
緑の保全や緑化の計画的な推進に努めます
省エネ診断等の活用に努めます
デマンド監視装置等の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図ります
その他環境の保全に配慮した管理に取り組みます

④施設の発注工事や施工管理、委託にあたっての配慮
公共事業における配慮
建設機器使用に伴う排気ガスの発生抑制に努めます
施工に伴う、水質汚濁・騒音振動・悪臭等の発生抑制に努めます
大分市が発注する工事の材料については大分市内において産出、生産又は製造された物（地域産材など）の使用に努めるよう、受注者に求めます
大分市が発注する工事の建築資材の調達については「大分県リサイクル認定製品※」を優先して使用するよう、受注者に求めます
建築副産物の排出抑制、リサイクルを推進します
リサイクル建設資材の使用を推進します

⑤再生可能エネルギー等利用設備の導入推進
公共施設における太陽光発電設備や雨水利用設備、コージェネレーション※設備等の導入に努めます

⑥未利用エネルギー等の有効活用
水素エネルギーの利活用を促進します
ごみ焼却時に発生する熱の有効活用に努めます

第2節 市民の環境配慮指針

今日の環境問題の根底には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムと、それに支えられた都市生活があります。そのため、市民一人ひとりが自らの生活を振り返り、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが求められています。

日常生活において期待される役割と具体的な配慮すべき事項として、第4章に掲載されている【市民の取組】を市民の環境配慮指針としてとりまとめます。

基本目標	具体的環境配慮事項
豊かな自然をはぐくみ生きものと共に生きているまち (自然環境)	川や海ではごみの持ち帰りなどルールやマナーを守ります
	河川清掃活動や里山保全活動などに積極的に参加します
	間伐材を利用した商品を積極的に活用します
	行政と連携して森林公園の適切な管理に努めます
	市民農園や農業体験などに積極的に参加し、農業への関心を深めます
	耕地の適正管理に努めます
	有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図るための対策に努めます
	鳥や昆虫、植物などの自然に親しみ、保護に努めます
	外来生物に関する正しい知識を身につけます
自然観察会や体験学習などに積極的に参加します	
水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち (快適環境)	水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
	生垣の設置や庭木の植栽など緑化に努めます
	ボランティア緑化活動などに積極的に参加し、身近な場所の緑化に努めます
	地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します
	住宅の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に協力します
	地域の清掃活動に積極的に参加します
	歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します
地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継いでいきます	
水や空気がきれいで健康に暮らせるまち (生活環境)	公共下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います
	公共下水道が整備されない地域では、浄化槽への設置替えを行います
	浄化槽の設置後は、適正な維持管理を行います
	食べ残しや廃食油を直接流さないなど、家庭でできる生活排水対策に努めます
	ごみ等の違法な焼却行為を行いません
	近隣の人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努めます
	近隣住民の生活環境を損なわないよう、騒音・振動の防止に努めます

基本目標	具体的環境配慮事項
限りある資源が大切に使われているまち (資源循環)	家庭ではごみを少なくするようなライフスタイルの転換に努めます 生ごみを減らすために、「3きり運動」を行います 生ごみ処理機、コンポスト容器等による生ごみの堆肥化に努めます 買い物にはマイバッグを持参し、使い捨て商品や過剰包装商品は買い控えます リサイクル製品の利用に努めます ごみの分別を行い、資源物の再資源化に努めます リユースショップ等を積極的に利用します 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます 節水型機器の設置や風呂の残り湯の利用など、節水に努めます ごみの出し方や分別のルールを守ります 廃棄物の不法投棄をしません
低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち (地球環境)	エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます 通勤や買物などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します 自家用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます エコドライブ、アイドリング・ストップの運転に努めます 住宅を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます フロンが含まれる製品(冷蔵庫等)を廃棄する際は、適正に処分します 住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます
環境の保全に連携して取り組むまち (環境教育・連携)	地域で行われる講座やイベント等、環境教育・環境学習活動に積極的に参加します 家庭内で環境について話し合う機会を増やします 地域に根ざした安全で環境負荷の少ない農林水産物を積極的に活用します 身近な環境問題に興味を持ち、日常的にできる環境保全活動の実践に努めます 地域における環境保全活動への参加に努めます

第3節 事業者の環境配慮指針

事業者は、地域社会の一員として、地域の環境資源の保全等に積極的に取り組むとともに、事業活動を営むものとして、環境保全の理念をその経営にも活かしていくことが求められます。

事業活動を行うにあたって事業者が配慮すべき事項として、第4章に掲載されている【事業者の取組】を事業者の環境配慮指針としてとりまとめます。

基本目標	具体的環境配慮事項
豊かな自然をはぐくみ生きものと共に生きているまち (自然環境)	自然環境に配慮した事業活動に努めます
	自然環境を保全するCSR活動を積極的に進めます
	間伐や適切な伐採の実施など森林の適正な管理に努めます
	耕作放棄地の発生防止・解消に努めます
	環境保全型農業・資源循環型農業の取組に努めます
	野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に努めます
	外来生物を持ち込まないように努めます
	生物多様性に配慮した事業活動に努めます 生物多様性を保全するCSR活動を積極的に進めます
水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち (快適環境)	水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
	地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します
	建設工事などにおいて、まちの緑へ影響を与えないように努めます
	緑のカーテンなどの導入により、事業所の敷地内の緑化に努めます
	「大分市環境美化に関する条例」を守り、屋外広告物を適正に設置します
	事業所周辺の美化に努めます
	地域の清掃活動に積極的に参加します
	歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します 事業実施の際には、文化財と調和するよう配慮します
水や空気がきれいで健康に暮らせるまち (生活環境)	適切な排水処理対策を行い、法令や公害防止協定等に基づいた排水基準を守ります
	有害物質の地下浸透による地下水汚染及び土壌汚染を防止します
	法令や公害防止協定等に基づく基準を守るとともに、大気汚染物質の排出の抑制に努めます
	違法な焼却行為を行いません
	家畜ふん尿の堆肥化など適正な処理や利用、悪臭防止に努めます
	適切な騒音・振動防止対策を行い、法や条例、公害防止協定等に基づく基準を守ります
	低騒音・低振動型の機器や工法の導入に努めます 営業騒音の低減に努めます

基本目標	具体的環境配慮事項
限りある資源が大切に使われているまち (資源循環)	廃棄物の減量化や排出抑制に努めます マイバッグ持参者への優遇措置や過剰包装の抑制により包装ごみの減量化に努めます 廃棄物の再資源化に努めます リサイクルに配慮した製品の製造・販売に努めます 建築廃棄物のリサイクルに努めます 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます 節水型機器の設置など節水に努めます 廃棄物を適正に処理します 廃棄物処理事業者は、処理施設等を適正に管理します 廃棄物処理施設の周辺環境の保全に努めます
低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち (地球環境)	エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます 省エネ商品の提供に努めます 通勤や用務などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します 社用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます 建築物を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます フロンガスの排出抑制を行うとともに、その適正な回収・処理を行います 酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制に努めます 事業所での再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます
環境の保全に連携して取り組むまち (環境教育・連携)	地域で講座やイベント等を行います 事業所内での環境教育・環境学習活動に努めます 市やNPO等が推進する環境教育・環境学習活動に協力します 環境保全活動への参加・協力を努めます 環境保全に関する知識のある人材の育成に努めます エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証に努めます

第4節 公共事業や開発における環境配慮指針

(1) 公共事業や開発における環境配慮

本市では様々な計画に基づいた公共事業や事業者による開発などが行われています。本市の良好な環境を将来の世代へ継承するためには、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を進める際、計画の段階から環境へ配慮し、これらの事業を行うことが重要です。

そのため、ここでは各種事業を進めるにあたっての環境配慮事項を示し、公共事業や開発において、環境への配慮の取組を求めます。

この指針では、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を8種類に区分し、それぞれの事業について配慮すべき事項を示します。

① 住宅系の事業	住宅団地の造成 学校・病院の建設 など
② 商業・業務系の事業	商業・業務用施設の建設 業務団地の造成、大規模発電設備設置 など
③ 工業系の事業	工場・事業場の建設 工業団地の造成 など
④ 農林業系の事業	農用地の整備 農業用水路の整備 林道の整備 など
⑤ 海岸・河川系の事業	河川改修 護岸の整備 など
⑥ 交通系の事業	道路・鉄軌道の整備 など
⑦ レクリエーション系の事業	運動施設 レジャー施設 など
⑧ 廃棄物処理系の事業	処理施設の整備 など

上記以外の環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、上記事業に関する配慮事項を参考に、類似する項目を組み合わせるなどして、適切な環境配慮を行うことが必要です。

(2) 共通の環境配慮事項

- 構想、計画などについては、位置や規模など周辺の環境に配慮します。
- 貴重な地形・地質や動植物の生息・生育場所などの保全に配慮します。
- 歴史的・文化的資源の保全に配慮します。
- 工事に伴う土砂や濁水の流出などを防止するよう配慮します。
- 工事に伴う下流の利水や河川の環境などへの影響に配慮します。
- 工事に伴う粉じん^{*}や騒音・振動は、施工法の工夫により発生防止するなど、周辺の環境へ配慮します。

(3) 事業別の環境配慮事項

①住宅系の事業

- 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します。
- 建物の外観などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 公共下水道が整備された地域においては本管と接続し、整備されない地域においては浄化槽を設置するなど、河川などの水質汚濁防止に配慮します。
- 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します。

②商業・業務系の事業

- 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します。
- 建物の外観や広告物などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 高層建築物による日照障害など、周辺の生活環境に影響が生じないよう配慮します。
- 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します。
- 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するため、敷地の中心部に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します。
- 公共下水道が整備された地域においては本管と接続し、整備されない地域においては浄化槽を設置するなど、河川などの水質汚濁防止に配慮します。
- 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します。
- 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します。

③工業系の事業

- 敷地周辺に緩衝緑地を設置するなど、緑化に配慮します。
- 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します。
- 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するため、敷地の中心部に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します。
- コージェネレーションの導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します。
- 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します。

④農林業系の事業

- 基盤整備については、水路、ため池など、身近な生きものの生息・生育場所の保全に配慮します。
- 林道などの整備については、自然植生や地形など自然環境との調和に配慮します。

⑤海岸・河川系の事業

- 多自然型工法を採用するなど、身近な生きものの生息・生育場所の保全に配慮します。
- 親水護岸の整備などによる水辺とふれあう場を創出するとともに、周辺の自然景観との調和に配慮します。
- 埋立、しゅんせつ工事などの際、濁りを抑える工法などにより、環境に配慮します。

⑥交通系の事業

- 無電柱化など良好な道路景観の創造に配慮します。
- 幹線道路は、大気の浄化や騒音の緩和などのため、街路樹や緩衝緑地の設置など、周辺環境に配慮します。

⑦レクリエーション系の事業

- 敷地内は自然植生を生かした緑化をするなど、自然環境に配慮します。
- 施設や設備については、位置や規模など、周辺の環境と調和するよう配慮します。

⑧廃棄物処理系の事業

- 廃棄物については、減量化、資源化、適正処理を推進するよう配慮します。
- 廃棄物処理施設の周囲は緑化するよう配慮します。
- 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するため、敷地の中心部に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します。
- 焼却処理施設については、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染が生じないよう配慮します。
- 焼却余熱の利用設備導入などにより、未利用エネルギーの有効利用に配慮します。
- 最終処分場については、排水や地下水等の監視を行うなど、周辺環境に配慮します。

資料編

1. 大分市環境審議会及び審議経過

(1) 委員名簿

① 大分市環境審議会委員

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験を有する者	安田 幸夫	日本文理大学教授	◎会長
	大上 和敏	大分大学准教授	
	高見 徹	大分工業高等専門学校准教授	
	澤口 博人	大分市連合医師会	
	阿部 みどり	大分市薬剤師会	
市議会議員	二宮 博	大分市議会厚生常任委員会委員長	○副会長
	泥谷 郁	大分市議会厚生常任委員会副委員長	
関係行政機関の職員	大西 徹	大分地方気象台	
	阿部 純也	大分中央警察署	
その他市長が 適当と認める 者	上田 耕作	大分商工会議所	
	小森 俊也	大分県経営者協会	
	西塔 賢	大分県工業倶楽部	
	三宮 徹一郎	大分市工業連合会	
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会	
	荒金 一義	自治委員連絡協議会	
	角谷 幹男	自治委員連絡協議会	
	後藤 幸蔵	自治委員連絡協議会	
	松尾 敏生	NPO 法人大分環境カウンセラー協会	
	桑野 恭子	NPO 法人地域環境ネットワーク	

②大分市環境審議会部会委員（大分市環境基本計画改定に係る部会）

氏名	所属団体等	備考
大上 和敏	大分大学准教授	◎部会長
大西 徹	大分地方気象台	
上田 耕作	大分商工会議所	
松尾 敏生	NPO 法人大分環境カウンセラー協会	
桑野 恭子	NPO 法人地域環境ネットワーク	

(2) 審議経過

名称	開催日	主な審議内容
第1回環境審議会	平成28年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の改定について（諮問） 環境基本計画改定スケジュールについて 環境審議会部会の設置について 環境基本計画（素案）の審議
第1回環境審議会部会	平成28年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（素案）の審議 部会の改定スケジュールについて
第2回環境審議会部会	平成28年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 前回の検討事項の確認 環境基本計画（素案）の審議
第2回環境審議会	平成28年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 部会審議の経過報告について 環境基本計画（素案）の審議
第3回環境審議会部会	平成28年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 前回の検討事項の確認 環境基本計画（素案）の審議 パブリックコメントの実施について (11/10~12/9)
第4回環境審議会部会	平成28年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（素案）の審議 パブリックコメントの結果について 環境基本計画（答申案）の審議
第3回環境審議会	平成28年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 部会審議の経過報告について パブリックコメントの結果について
第5回環境審議会部会	平成29年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（答申案）の審議
第4回環境審議会	平成29年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（答申案）の審議

2. 諮問・答申

(1) 諮問

環 対 第 2 7 4 1 号
平成 2 8 年 8 月 3 日

大分市環境審議会
会長 安田 幸夫 殿

大分市長 佐 藤 樹一郎



大分市環境基本計画の改定について（諮問）

大分市環境審議会条例第2条の規定に基づき、大分市環境基本計画を改定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成 29 年 1 月 31 日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分市環境審議会
会長 安田 幸 夫



大分市環境基本計画の改定について（答申）

大分市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、平成 28 年 8 月 3 日付け環対第 2741 号にて諮問のありました大分市環境基本計画の改定について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおりでありますので、下記の意見を付して答申いたします。

記

「大分市環境基本計画」につきましては、前回の平成 20 年 3 月の改定から 8 年が経過し、この間には、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機とした様々な環境問題が顕在化し、国においても、平成 24 年度に「第四次環境基本計画」を策定するなど、環境を取り巻く様々な進展がありました。大分市においても、平成 24 年度に「大分市地球温暖化対策実行計画」を策定し、また平成 26 年 11 月に家庭ごみの有料化制度が開始されるなど、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。

本審議会では、本計画の改定にあたって、審議会内に部会を設け、部会を中心に審議・検討を重ねてきたところであります。審議にあたっては主に次のことを考慮しました。

一つ目は、大分市環境基本条例第 3 条の 4 つの基本理念を踏まえ、環境像として「いつまでも人と自然が共生し 安心して暮らせるまち おおいた」を定め、その実現に向けて 6 つの基本目標を掲げ、行政、市民及び事業者における取組を記載すること。

二つ目は、本計画の第 4 章「各主体の取組」の「基本目標 5（地球環境）」については、別途策定中の「大分市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、整合性の取れた内容とすること。また、地球温暖化による災害や感染症の問題の拡大が懸念されるため、気候変動による影響の軽減についての取組も記述すること。

三つ目は、本計画の第4章「各主体の取組」の「目標設定」については、定量的指標を用いて、着実に達成される適正な数値にすべきであること。

四つ目は、本計画の第5章「重点的な取組(リーディングプロジェクト)」については、第4章「各主体の取組」との繋がり、位置づけのわかる内容にすべきであること。また、第5章の中でも「生物多様性保全プロジェクト」に関しては、生物多様性国家戦略に基づいた柱立てを行い、取組の方向性の一致を図ること。

五つ目は、第6章「計画の推進」については、本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行うものとする。

六つ目は、各主体の取り組むべき環境配慮事項をまとめた第7章「環境配慮指針」を活用し、市民及び事業者に対して周知に努めること。また、本計画の理解を促すため、特に専門的な用語については注釈を入れ分かり易くすること。

以上のことを踏まえ、別添の答申といたしました。

市においては本答申を尊重いただき、「大分市環境基本計画(第三次)」を策定されるとともに、その実効性が担保されるよう市、市民及び事業者との協働により、各種の環境施策が推進されることを期待するものであります。

3. 大分市環境基本条例

平成 18 年 12 月 18 日

条例第 50 号

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の手路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的・文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有す

る。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。

(5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

(6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

(7) 地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「大分市環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例(平成 6 年大分市条例第 7 号)第 1 条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(事業に係る環境配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

(規制の措置)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第 12 条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第 13 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第 14 条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第 1 項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の協働)

第 20 条 市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

4. 目標設定に係る環境基準等

(1) 「環境目標3－(1) 良好な水・土壌環境を維持します」指標における環境基準

●河川的环境基準（生活環境の保全に関する基準）

河川的环境基準達成率は、[環境基準達成水域数(BOD)／全水域数×100(％)]で求める。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

●海域的环境基準（生活環境の保全に関する基準）

海域的环境基準達成率は、[環境基準達成水域数(COD)／全水域数×100(％)]で求める。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

(2)「環境目標3－(2) 良好な大気環境を維持します」指標における環境基準

●大気汚染物質の環境基準 [全6項目]

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

●有害大気汚染物質の環境基準 [全 4 項目]

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

●ダイオキシン類の環境基準 [全 1 項目]

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

(3) 「環境目標3－(3) 騒音・振動を防止します」指標における環境基準

●一般地域における騒音の環境基準

一般地域における騒音の環境基準達成率は、

[環境基準達成地点数/全測定地点数×100(%)] で求める。

地域の 類型	基準値		備考 1. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 2. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 3. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
	昼間	夜間	
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

(注) 時間の区分 昼間:午前6時～午後10時 夜間:午後10時～翌日の午前6時

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

●道路に面した地域における騒音(自動車騒音)の環境基準

道路に面した地域における騒音(自動車騒音)の環境基準達成率は、

[環境基準達成戸数/評価対象戸数×100(%)] で求める。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。
昼間	夜間	
70デシベル以下	65デシベル以下	

5. 環境基本計画（第二次）実施状況

大分市環境基本計画(第二次)(平成20年3月策定)の平成27年度実施状況について整理した。

環境目標	指標	平成28年度目標値	平成27年度実施状況
豊かな自然や生き物を大切にします	農産物認証制度取得農業者数	200人	183人
人と自然との豊かなふれあいを進めます	自然体験学習会	年間20回以上	62回
	「自然の生き物とのふれあい」についての満足度	43%	平成27年アンケート調査結果 42.0%
緑に恵まれた環境づくりを進めます	「みどりとのふれあい」についての満足度	59%	平成27年アンケート調査結果 58.8%
水辺に親しむ環境づくりを進めます	「水辺とのふれあい」についての満足度	40%	平成27年アンケート調査結果 39.6%
個性あるまちなみ景観をつくります	「まちの美しさとゆとり」についての満足度	50%	平成27年アンケート調査結果 42.9%
歴史・文化を大切にします	「歴史的文化的雰囲気」についての満足度	52%	平成27年アンケート調査結果 43.2%
良好な大気環境を維持します	大気汚染物質（二酸化窒素等）	環境基準の達成	SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPMは、全測定局で環境基準達成 光化学オキシダントは、全測定局で環境基準未達成
	有害大気汚染物質（ベンゼン等）		6地点で年12回調査を実施し、全地点で環境基準を達成（一般環境1地点、固定発生源周辺3地点、沿道2地点）
良好な水環境を維持します	河川水質	環境基準の達成	市内河川35地点で調査 環境基準達成（BOD75%水質値）：35/35
	海域水質		別府湾等の9水域14地点で調査 環境基準達成（COD75%水質値）：13/14
	地下水質		市内26地点で調査 環境基準達成：17/26
	河川及び河川底質、地下水、土壌のダイオキシン類		河川10地点で調査 環境基準達成：10/10 河川底質5地点で調査 環境基準達成：5/5 地下水12地点で調査 環境基準達成：12/12 土壌5地点で調査 環境基準達成：5/5
騒音・振動を防止します	一般地域における生活環境騒音	環境基準の達成	6地点で測定 環境基準達成：6/6
	自動車交通騒音における生活環境騒音	環境基準の達成及び要請限度の達成	主要幹線道路28地点で測定 環境基準達成：22/28 要請限度達成：28/28
	道路交通振動における生活環境振動	要請限度の達成	主要幹線道路28地点で測定 要請限度達成：28/28

環境目標	指標	平成 28 年度 目標値	平成 27 年度実施状況
ごみの減量化・ リサイクルを進めます	ごみ排出量 (一般廃棄物)	146,789t	158,298 t
	リサイクル率 (一般廃棄物)	39.2%	21.9%
	最終処分率	3.1%	6.2%
水・エネルギーの 有効利用を進めます	「エネルギーを大切にす る行動」についての取組率	71%	平成27年アンケート調査結果 75.6%
地球環境に配慮した 取組を進めます	民生(家庭)部門における 二酸化炭素排出量	10%削減	平成16年度比： 75%増(平成25年度実績)
	民生(業務)部門における 二酸化炭素排出量	13%削減	平成16年度比： 59%増(平成25年度実績)
	運輸(自動車)部門における 二酸化炭素排出量	22%削減	平成16年度比： 5%増(平成25年度実績)
教育・学習を進めます	環境学習会・講演会	年間10回以上	講演会：1回、出前授業：6回、 環境とリサイクル講座：32回 計39回
協働の体制づくりを 進めます	こどもエコクラブ登録数	30クラブ	11クラブ
	ボランティア清掃団体 登録件数	180団体	209団体

6. 用語解説

【英字】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域や湖沼の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

COOL CHOICE

2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のためのあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

COP

気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場のこと。国連気候変動枠組条約に基づき 1995 年から毎年開催されている。

CSR

企業の社会的な責任（Corporate Social Responsibility）の略。企業は社会的な存在であり、自社の利益を追求するだけでなく、社会的な側面（法律の順守、環境保護、人権擁護、労働環境、消費者保護など）にも責任を有するという考え方。

ESD

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略称。

地球上の資源の有限性を認識し、自らの考えを持って、新しい社会秩序を形成していく、地球的な視野を持つ市民の育成を目指した教育のこと。

LED 照明

発光ダイオード（Light Emitting Diode）を光源に使用した照明器具。白熱電球や蛍光灯に比べ長寿命で、消費電力が少ない。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のこと。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

【あ行】

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になる可能性がある。

一酸化炭素

CO のこと。燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。人体には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害するほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般環境大気測定局

工場・事業場や自動車等の発生源の影響を直接受けない住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質を測定するもの。一般環境大気測定局では、環境基準が設定されている二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、微小粒子状物質（PM2.5）等を測定している。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や生活雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として環境省が設けた環境活動評価プログラムのこと。

エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮して整備された学校施設のことであり、学校教育だけでなく、地域の環境教育の実践の場として活用するもの。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

大分エコライフプラザ

広く市民の方に見学や、体験教室などの各種施設利用を通じ、気軽に楽しみながらエコに触れてもらうための施設。2007年、福宗環境センターのリサイクルプラザ敷地内にオープン。

大分県リサイクル認定製品

廃棄物の減量及び資源の有効利用に役立つと認められるものとして、大分県より認定された製品のこと。

大分市環境基本条例

現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、環境の保全及び創造について、基本理念、事業者・市民・市の責務、基本的施策等を定めた条例。2007年1月施行。

大分市環境美化に関する条例

都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって、清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする条例。1986年10月施行。

大分市環境保全活動団体登録制度

市内を中心に様々な環境保全活動（地球温暖化対策、自然保護・自然観察、環境教育、環境美化、リサイクル等）を行っている団体等が任意により「大分市環境保全活動団体」として登録する制度。各環境団体の設立目的や活動内容等を取りまとめ、大分市ホームページ等で広く市民に知らせることにより、各環境団体の活動を推進することを目的とする。

大分市景観条例

良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすると

ともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定その他の景観に関する施策の実施について必要な事項を定める条例。2007年3月施行。

大分市ごみ拾いパートナー登録制度

市民による地域の美化活動を推進するため、制度に登録をした団体または個人に対して、市内の公共の場所をごみ拾いする際に、ボランティア専用のごみ袋を交付する制度。

大分市災害廃棄物処理計画

地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に市民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示す。2017年3月策定。

大分市自然環境調査報告書

大分市の保全すべき自然環境の種類、生物の生育・生息場所、価値などを明らかにし、大分市の優れた自然環境を保全していくための指針として活用することを目的に作成されたもの。

大分市人材バンク

市民の力をまちづくりに活かすために、生涯学習指導者やボランティアグループ、NPO法人など、市の各部局等で保有する、優れた知識や経験を有する個人や団体の活動状況などの人材情報を、広く市民にインターネット上で提供するシステム。

大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」

総合計画は、大分市の行政運営の最上位計画に位置付けられ、めざすまちの姿（都市像）に「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を掲げ、その実現のための施策の方向性を定めている。総合計画は、基本構想と基本計画で構成されている。2016年6月改定。

大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市民・事業者・行政等幅広い主体が、それぞれの責任と役割を認識し、協働により温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会実現への取組を進める計画である。2017年3月改定。

なお、本市の事務・事業にかかる温室効果ガス排出抑制に関する取組については、「大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し推進している。

大分市地産地消サポーター制度

市内外を問わず、地元大分市産の食材の積極的な活用や購入、情報発信などにより、大分市の農林水産業を応援していただける個人又は団体をサポーターとして市が登録する制度。

大分市都市計画マスタープラン

広域的な視点で都市計画の方針を定め、住民の身近な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めたもの。都市づくりの目標や全体構想、地区別構想などを定めている。2016年7月一部改訂。

大分都市広域圏

国が提唱する「連携中枢都市圏構想」に基づき、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町が各市町の一体的かつ持続的な発展を図るために形成した圏域。圏域内経済の発展と都市環境の整備、住民の生活機能の確保や充実を図るため、圏域内の自治体と連携し各種取組を推進していくもの。

おおいた優良産廃処理業者評価制度

廃棄物処理法に準ずる独自の優良業者評価制度を設け、基準に適合する処分業者を認定・公表することにより、適正処理に向けた処分業者の全体的なレベルアップを図る制度。

汚水処理人口普及率

下水道、集落排水施設、浄化槽及びコミュニティプラント等の各汚水処理施設を利用できる人口を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況を示す指標。

オゾン層

地球上のオゾンの大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。

このオゾン層が冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに使用されてきたフロンなどの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになっている。

汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の河川水を汚濁する物質の総量を示し、汚濁負荷量＝水質×水量によって算定する。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガス等の大気中濃度が人為的な活動により増加傾向にある。地球温暖化対策の推進に関する法律では、温暖化防止のため、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）のほか、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）が削減対象の温室効果ガスと定められた。

【か行】

外来生物被害予防三原則

外来生物による被害を予防するために、一人ひとりがとるべき姿勢を表したスローガン。外来生物を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の三原則からなる。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス、LPガスなどのエネルギーから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて、お湯と電気を作る機器。

使う場所で発電し、発電時に発生した熱を利用するので、エネルギーのロスが少なく、有効に使うことができる。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進などに必要な事項を定めた法律。

環境騒音

観測しようとする場所における工場・事業場の騒音や生活騒音等の人の活動により発生する騒音のこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

かん養

森林の土壌がもつ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

気候変動の影響への適応計画

気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるために政府として初めて策定した計画（2015年11月27日閣議決定）。気候変動の影響への適応策の推進を通じて社会システムや自然システムを調整することにより、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指している。

きれいにしようえおいた推進事業

道路などの公共空間をボランティアでごみ拾いする団体に対して、清掃道具（ごみ袋・軍手・帽子など）の貸し出しや、ボランティア活動保険に加入するなど、市民と行政が協働して大分市を「日本一きれいなまち」にしようとするもの。

クールビズ・ウォームビズ

クールビズとは、地球温暖化防止の一環として、夏の冷房設定温度を28℃にし、涼しい服を着用する夏のビジネススタイルのこと。ウォームビズとは、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20℃にし、暖かい服を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

下水処理水（再生水）

下水処理水は、家庭や工場・事業場から生じる汚水を終末処理場で海や河川等に放流できる水質に処理した水のこと。再生水は、下水処理水を再利用の用途に応じた水質に処理した水のこと。

建築材料等に係るトップランナー制度

エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度

において最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準（トップランナー基準）を満たすことを求め、その達成状況を国が確認する制度。

コージェネレーション

発電に伴って排出される熱エネルギーを、冷暖房など他用途にまわして活用するエネルギー供給システムのこと。無駄になるエネルギーを減らし、エネルギー効率を上げることができる。

公害防止協定

地方公共団体等と公害発生企業との間に、公害防止を目的に締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く用いられている。

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け光化学反応を起こして作り出される物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

公共用水域

水質汚濁防止法によって、定められた公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれに接続する水路をいう。ただし、終末処理場に接続する公共下水道は除く。

こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。（公財）日本環境協会に全国事務局を置き、市区町村の環境行政担当課がコーディネーターとして登録などの役割を担う。

コンポスト容器

家庭から出る生ごみなどを土壌中の微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥化する容器のこと。本市では、コンポスト容器とボカシ容器の無料貸与を行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等

の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

最終処分率

排出されるごみのうち、最終的に最終処分場に搬入されたごみの割合を示す。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロソルの形で酸が地上に到達することをいう。

資源循環型農業

市民生活及び農業で発生する有機性資源をごみとして廃棄するのではなく、利用できるものは再び農業用資源として利用する仕組み。

循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われる。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

浄化槽

トイレのし尿と併せて台所や風呂の生活雑排水を処理して、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備で、「合併浄化槽」を指す。なお、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」はみなし浄化槽と分類している。市町村の設置するし尿施設は含まない。

自立分散型エネルギーシステム

従来の系統電力に頼ることなく、再生可能エネルギーなど地域内で調達することのできるエネルギーを用い、そのエネルギーについて

も多様な供給源を用いるシステムのこと。災害時など系統電力が使用できない場合においても、地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる。

森林セラピーロード

科学的な証拠に裏付けされた森林浴効果である森林セラピーが体験できる森林道。

水素エネルギー

水素を原料として生産されるエネルギーの事を指す。水素は水やバイオエタノールなど、様々な原料から取り出せるため、現在、水素を利用したエネルギーに注目が集まっている。

水素社会

水素を主要なエネルギー源として日常生活や産業活動に利活用する社会のこと。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。今回の計画は、1995年、2002年、2007年、2010年に続く第五次の計画となっている。

増殖礁

自然石やコンクリートブロック、貝殻や石材を詰めたかご等のこと。漁場に設置し、水産資源を増やす。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称である。また、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼ぶ。

第四次環境基本計画

政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、今回の計画は、1994年、2000年、2006年に続く第四次の計画となっている。環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体の役割についても示している。2012年4月閣議決定。

地域材

大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材のこと。

地球温暖化対策おおい市民会議

市民、事業者、行政が、家庭・事業所・地域において主体的に、また協働して温室効果ガス削減対策に取り組むために2007年12月に設立。環境負荷低減行動や省資源・省エネルギー行動、緑化活動など身近な温室効果ガス削減対策に向けた取組を実践、展開している。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源(農林水産物やエネルギーなど)をその地域で消費することを意味する概念。

長期優良住宅

長期にわたって良好な状態を保てるよう講じられた建築物として行政が認定した優良な住宅のこと。

低炭素建築物

市街化区域内の建築物で、二酸化炭素の排出の抑制に資するものとして行政が認定した建物のこと。

テレメータシステム

測定データ(電気信号)を、電話や無線にのせて、監視センターに一定の時間間隔で自動送信することにより、監視センターで現地の状況を「オンライン・リアルタイム」で集中監視するために用いられる「遠隔自動データ収集装置」のこと。大気汚染の「常時監視」を行うための根幹となるシステム。

電力のピークカット

電力需要のピーク時間帯の熱源動力負荷をカットすること。ピーク時はおおむね昼から午後にかけてであり、ピーク需要を減らすことは、二酸化炭素排出量の多い石油火力発電所の電力を減らすことにつながる。

特定外来生物

本来の生息、生育地以外の地域から人為的に運ばれた生物(外来生物)の中で、生態系や人的、農林水産業等へ深刻な被害を及ぼす恐れのあるものとして国が指定した外来生物。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。2002年5月制定。

【な行】

二酸化硫黄

SO₂のこと。腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中、原油中に含まれる硫黄の酸化によって燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。二酸化硫黄そのものが大気汚染物質であるほか、酸性雨の原因物質でもある。人体への影響としては、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。

二酸化窒素

NO₂のこと。窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」の燃焼過程である。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもある。人体への影響としては、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。

燃料電池自動車

燃料電池を搭載し、燃料を直接電気エネルギーに変換して、電気によって駆動される自動車のこと。水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーを利用する方式が主になっている。

農産物認証制度

国の法やガイドライン、県やJA等の基準により化学肥料及び化学農薬の低減や土づくりによる農産物の生産方式に対して農家や農産物を認証する制度のこと。

【は行】

ばい煙

工場などで燃料(石油など)などを燃やしたときに発生する「すす(煤)や「煙」のこと。

大気汚染防止法第2条では、物の燃焼、合成、分解、あるいは熱源としての電気の使用等に伴い発生するものとして硫酸酸化物、ばいじん、有害物質がばい煙として指定されている。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物のこと。

バイオマス発電

家畜の糞尿、食品廃棄物、建築廃材、林地残材などの生物資源(バイオマス)で「直接燃焼」や「ガス化」して発電する方法。

パリ協定

2015年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された地球温暖化対策の国際的枠組み。全ての国が参加し、世界共通の長期目標として気温上昇を産業革命前から2℃未満に抑える目標が設定された。2016年11月発効。

飛灰

ごみなどを燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス中に浮遊する灰のこと。焼却炉の底などから排出される主灰、いわゆる焼却灰と区別してこのように呼ぶ。

副生水素

工場における製品の製造工程で、副次的に発生する水素のこと。

浮遊粒子状物質

SPMのこと。大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径（粒径）が10μm（0.01mm）以下の非常に細かな粒子と定義されており、その小ささのため軽いので、すぐには落下せずに大気中に浮かんで（浮遊して）いる。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

プラグインハイブリッド自動車

外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO₂や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ。

フロン

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンという。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質である。また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」といって、オゾン層は破壊しないものの、代替フロンは二酸化炭素の約百倍～1万倍以上もの温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

粉じん

空気またはガスなどに含まれている固体の粒子のこと。

大気汚染防止法では、物の破砕、選別その

他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質。

ベンゼン

水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶けるため、かつては工業用の有機溶剤として用いられた。揮発性、引火性が高い。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

ポートフォリオ分析

ポートフォリオ分析とは、顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一つ。製品やサービスの満足度と期待度を2次元のグラフの中に配置することにより、製品やサービスの優先的改善項目を明らかにする分析手法。今回は、大分市の環境に関する重要度・満足度を調べるアンケートの分析として用いた。

【ま行】

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした法律。

緑のカーテン

アサガオ、ゴーヤ等の植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

未利用エネルギー

廃棄物エネルギーや工場などからの排熱エネルギー、下水や河川などの温度差エネルギーなど、これまであまり利用されていなかったエネルギーの総称。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

【や行】

有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義された物質。現在、健康リスクがある程度高いと考えら

れる物質（優先取組物質）が23種類選定されている。

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のこと。イノシシやカラスなど。

有価物集団回収運動

家庭から出される古紙・布類・缶・びん・ペットボトル・廃食用油などを、子ども会・自治会・老人会等の団体が日時を決めて回収し、有価で業者に渡すこと。

有租地面積

旧地租法で、地租を課せられた土地。

要請限度

騒音規制法や振動規制法において、市町村長は自動車騒音・道路交通振動の測定をし、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制等の措置を講じるよう要請することができるとしている。この判断基準となる値。

【ら行】

リサイクル率

廃棄物や不要品の排出量に対する再使用、再生利用の割合を示す。

レッドデータブックおおいた2011

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、「レッドデータブックおおいた」（2001年）の内容見直しの調査を行い公表したもの。大分県の絶滅のおそれのある野生生物（野生動植物）の現状と、その保護の必要性について県民や事業者に理解を求め、生物多様性の保全を図ることを目的としている。

本計画に掲載の写真の一部には、「大分市きれい 100 選」を使用しております。

大分市環境基本計画（第三次）

平成29年3月発行

大分市環境部環境対策課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-537-5622

FAX:097-538-3302